

第4期 筑後市障害者基本計画

(令和9(2027)年度～令和 17(2035)年度)

素案

令和 9 年 3 月

空白ページ

目次

第1章 計画の概要	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の法的位置づけ	6
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制と過程	8
(1) 計画の策定体制	8
(2) 計画の策定過程	8
第2章 障害者を取り巻く現状	9
1 人口の推移	9
2 身体障害者の状況	10
3 知的障害者の状況	12
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	14
5 実態調査からみる課題	16
(1) 実施概要	16
(2) 回収結果	16
(3) 結果抜粋	17
(4) 調査からみる課題	40
6 関係団体アンケート調査及びヒアリングからみる課題	42
7 第3期 筑後市障害者基本計画の進捗評価	45
(1) 各担当課による施策の進捗評価	45
(2) 進捗評価のまとめ	47
第3章 計画の基本理念	48
1 基本理念	48
2 重点的に取り組む課題	50
重点課題1 切れ目のない子ども・発達支援の充実	50
重点課題2 多様な働き方を支える就労支援の強化	52
重点課題3 親亡き後を見据えた地域生活支援の強化	53
3 計画体系	54
第4章 障害者施策の展開	55
I 啓発・広報	55
(1) 障害者への理解促進と差別解消の推進	55
(2) 地域における共生意識の醸成	57
(3) 福祉教育の充実	58
(4) 関係団体・事業所への支援	59
II 生活支援	60
(1) 相談支援体制の強化	60
(2) 権利擁護の推進	63
(3) 居住支援の充実	64

(4) 在宅福祉サービスの充実.....	65
(5) 外出・移動支援の充実.....	66
(6) 経済的支援と生活安定施策の推進.....	67
Ⅲ 生活環境.....	68
(1) ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進.....	68
(2) 防犯対策の推進.....	70
(3) 防災・災害時支援体制の強化.....	71
Ⅳ 教育・育成.....	73
(1) 早期発見・早期支援体制の強化.....	73
(2) 療育支援の充実.....	74
(3) 学校教育の充実.....	75
(4) 切れ目のない支援体制の構築【新規】.....	77
(5) 家族支援の充実【新規】.....	78
(6) 社会教育・生涯学習の推進.....	79
Ⅴ 雇用・就労.....	80
(1) 就労支援体制の強化.....	80
(2) 一般就労の促進.....	82
(3) 福祉的就労の充実.....	84
Ⅵ 保健・医療.....	85
(1) 保健事業の充実.....	85
(3) 精神保健福祉の推進.....	87
(4) 難病患者への支援【新規】.....	88
Ⅶ 情報・コミュニケーション.....	89
(1) 情報アクセシビリティの向上.....	89
(2) コミュニケーション支援の充実.....	90
(3) 情報提供・相談窓口の充実.....	91
第5章 計画の推進体制.....	92
1 総合的な推進体制.....	92
(1) 庁内における部局横断的な連携.....	92
(2) 地域の支援ネットワークの強化.....	92
(3) 筑後市地域自立支援協議会との連携.....	92
(4) 基幹相談支援センターの運営を通じた相談支援体制の強化.....	92
(5) 市民全体での理解促進.....	93
2 計画の進行管理体制.....	93

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成31年（2019年）3月に令和8年度（2026年度）を目標とする「第3期 筑後市障害者基本計画」を策定しました。この計画では、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、一人ひとりの人権が尊重され、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の実現をめざし、「すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げました。この基本理念の実現に向け、地域住民や様々な関係機関・団体と連携・協働しながら、保健、医療、福祉、教育、生活環境など広い分野にわたる施策に総合的に取り組んできました。

前計画策定以降、障害者施策を取り巻く環境は大きく変化しています。国においては、令和5年（2023年）3月に「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、共生社会の実現に向けた基本的方向が示されました。令和6年（2024年）4月には「障害者差別解消法」の改正法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったほか、「障害者総合支援法」の改正により、障害者の地域生活や就労支援の強化が図られています。

本市における障害者を取り巻く状況も変化しています。利用者や家族の高齢化が進み、「親亡き後」に関する不安が増加するとともに、「50代の子ども」と「80代の親」がともに支援を必要とする「8050問題」に該当するケースが大幅に増えています。また、精神疾患のある人や発達特性のある子どもと家族のニーズが質的・量的に大きく増加しており、支援ニーズの複雑化・多様化が進んでいます。

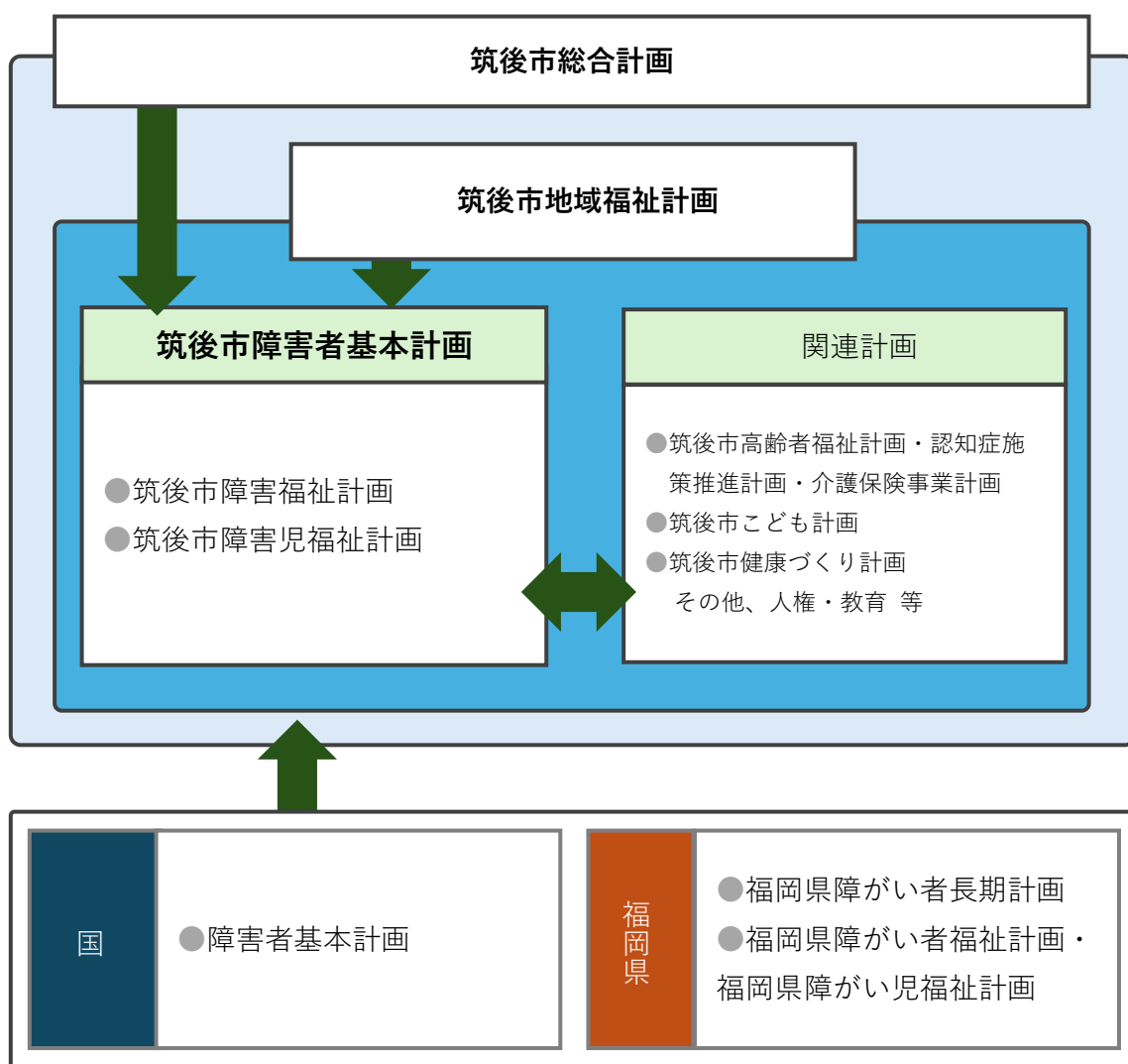
本計画は、「第3期 筑後市障害者基本計画」の計画期間の満了を受け、これらの法制度や社会情勢の変化等を踏まえ、広く市民及び関係機関や関係団体・事業所からいただいたご意見等をもとに、令和9年度から9年間を計画期間とする「第4期 筑後市障害者基本計画」として策定しました。本計画では、第3期計画の理念や成果を継承しつつ、障害者を地域社会の主体的な参加者として位置づけ、共生社会の実現に向けた施策を推進していきます。

なお、本計画では「障害者」という表現を使用しています。「障害者」という言葉は否定的に捉われがちですが、心理的・制度的・物理的なバリア（障壁）により社会的不利をこうむっている人々、すなわち社会的に不利な環境条件を取り除くことにより障害のない人と同じような生活が送れる人々という考えのもと使用しています。

2 計画の法的位置づけ

障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画であり、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等に関する基本的な事項を定める計画です。

また、障害者基本計画は、障害者に関するあらゆる分野を網羅した障害者福祉に関する総合的な計画として、国や県の計画をはじめ、「筑後市総合計画」や関連する保健福祉計画とも整合性を図りつつ策定します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は令和9年度から令和17年度までの9年間とします。令和9年度から令和13年度を前期期間、令和14年度から令和17年度を後期期間とし、令和13年度に中間見直しを図ることとします。

令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
第4期 筑後市障害者基本計画								
障害福祉計画（第8期） 障害児福祉計画（第4期）			障害福祉計画（第9期） 障害児福祉計画（第5期）			障害福祉計画（第10期） 障害児福祉計画（第6期）		

4 計画の策定体制と過程

(1) 計画の策定体制

本計画は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長等により構成する「筑後市障害者施策推進協議会」において、計画内容などについての検討を行いました。

また、庁内の検討組織として「筑後市障害者福祉推進委員会」を設置し、協議会における協議内容を踏まえて、関係部局間の調整などを行いました。

(2) 計画の策定過程

① 実態調査

障害福祉に関する課題及び市民の意識を把握するために、市内在住の障害者手帳所持者 1,500 人を対象にアンケート調査を実施しました。

② 関係団体からの意見聴取

市内で活動する障害団体や障害サービス事業所等に対して、障害者福祉に関する項目についてアンケート調査とヒアリングを行いました。

③ パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施します。

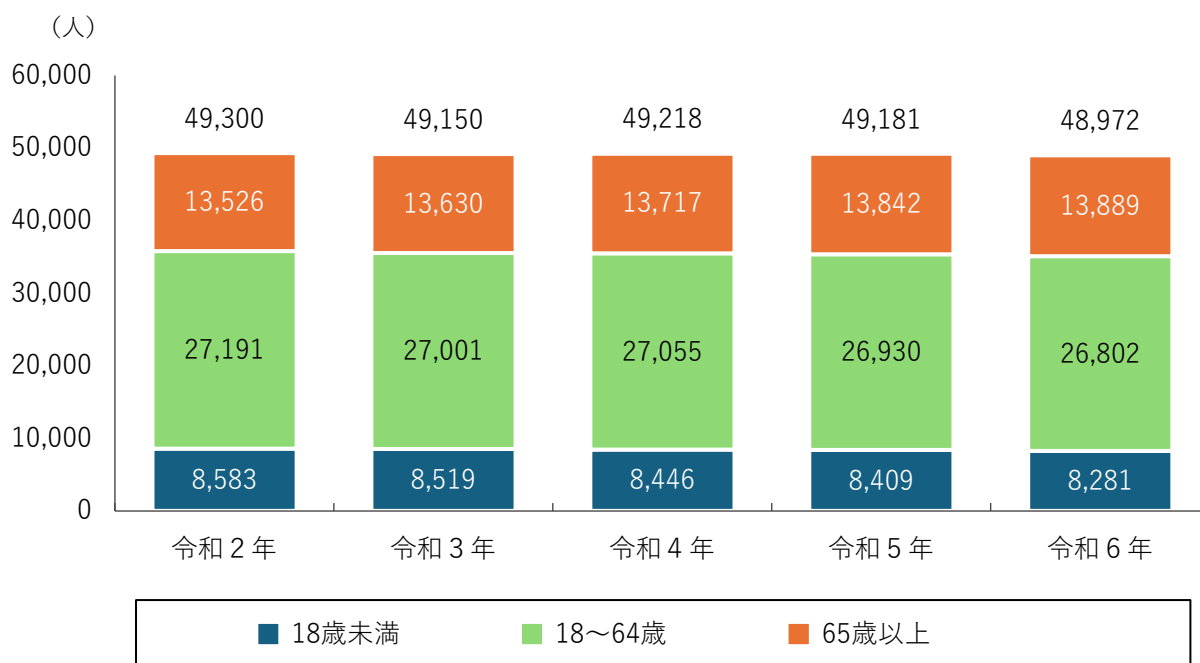
第2章 障害者を取り巻く現状

1 人口の推移

総人口は、微減傾向にあります。特に18歳未満人口の減少が大きくなっています。

年齢別割合の推移をみると、65歳以上の割合は、令和2年の27.4%から令和6年には28.4%となっています。

■ 年齢別人口推移



資料：筑後市（各年度末）

■ 年齢別人口割合の推移

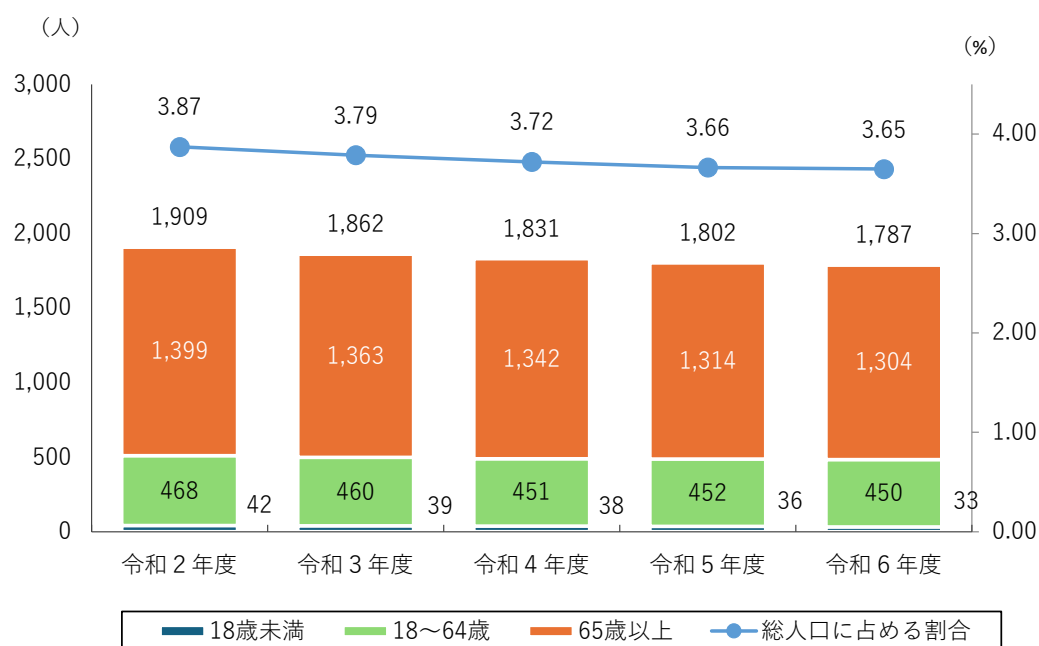
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
18歳未満	17.4%	17.3%	17.2%	17.1%	16.9%
18～64歳	55.2%	54.9%	55.0%	54.8%	54.7%
65歳以上	27.4%	27.7%	27.9%	28.1%	28.4%

2 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和2年度の1,909人から令和6年度には1,787人へと継続して減少しています。これに伴い、総人口に占める割合も3.87%から3.65%に低下しています。

身体障害者の約4分の3は65歳以上が占めています。この65歳以上の減少（95人減）が、全体の減少（122人減）の大部分を占めています。

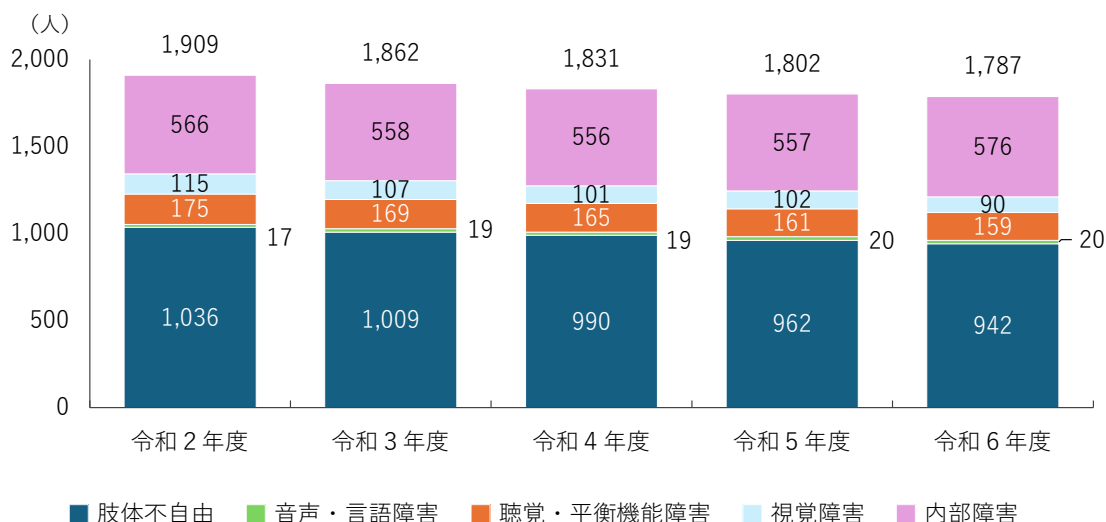
■ 年齢別身体障害者手帳所持者の推移



資料：筑後市（各年度末）

「肢体不自由」が最も多く、令和6年度は942人となっています。全体として、継続的に減少していますが、「内部障害」が若干増加しています。

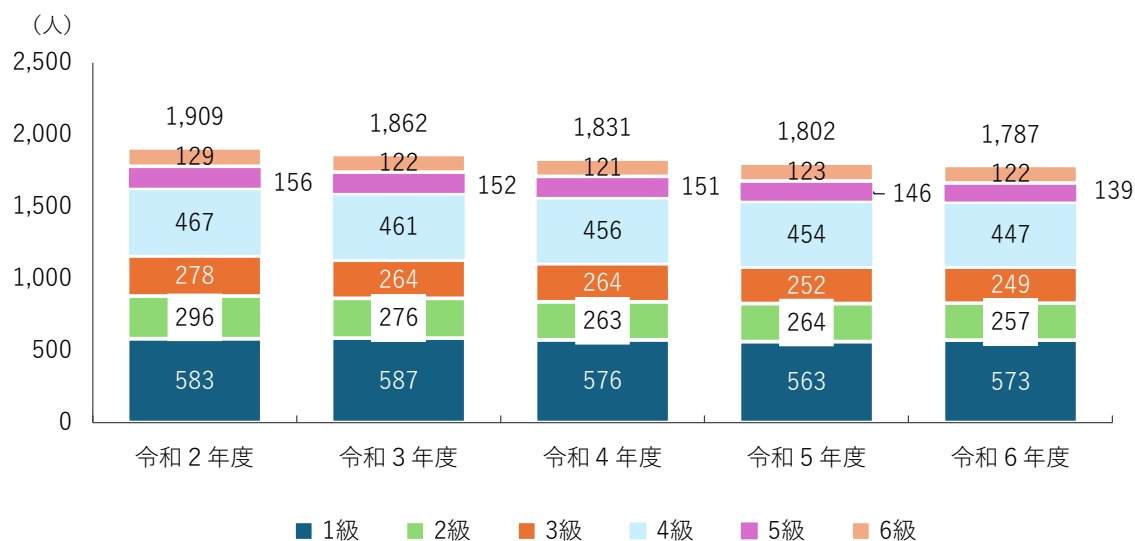
■ 障害区分別推移



資料：筑後市（各年度末）

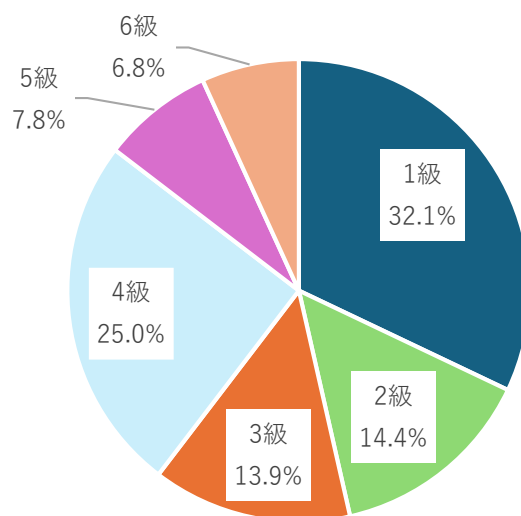
等級別身体障害者数の推移をみると、1級の身体障害者が最も多く、令和6年度は573人となっており、全体の約3分の1を占めています。

■ 等級別身体障害者数の推移



資料：筑後市（各年度末）

■ 等級別身体障害者数の割合

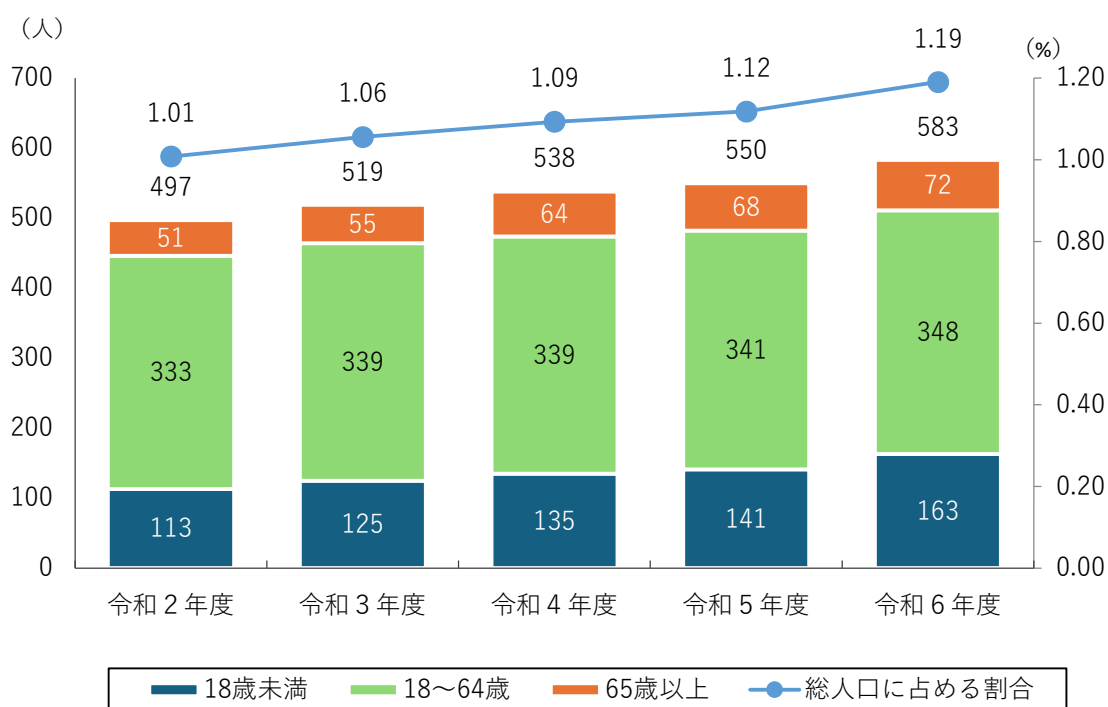


資料：筑後市（各令和6年度末）

3 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、令和2年度の497人から令和6年度には583人へと継続して増加しています。これに伴い、総人口に占める割合も1.01%から1.19%に上昇しています。特に18歳未満において増加数が顕著になっています。

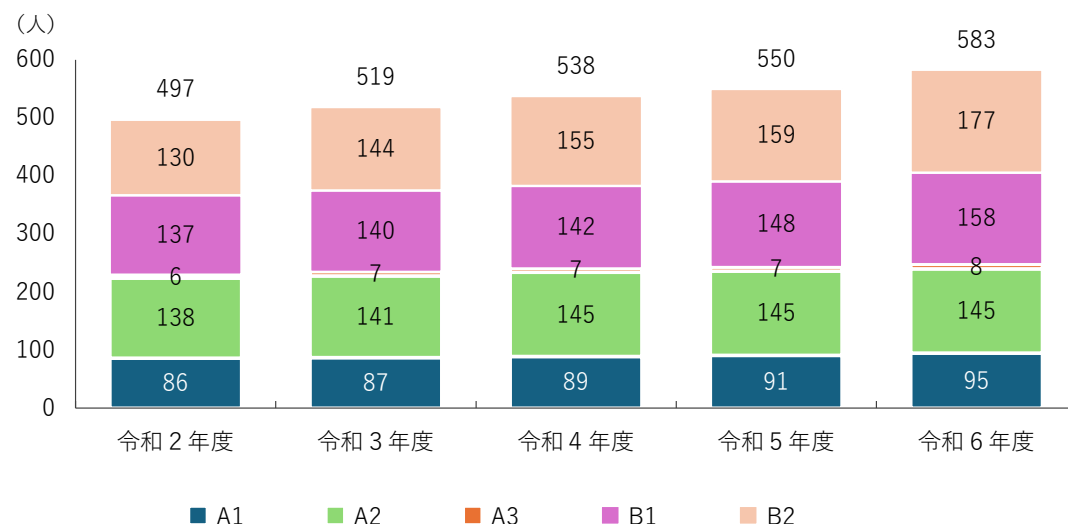
■ 年齢別療育手帳所持者の推移



資料：筑後市（各年度末）

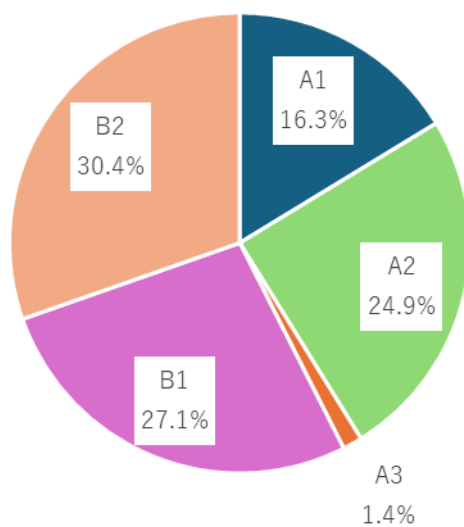
障害程度別では、A1が86人（令和2年度）から95人（令和6年度）、A2が138人（令和2年度）から145人（令和6年度）と、増加傾向にあります。また、B2の増加も大きくなっています。

■ 療育手帳所持者の程度別推移



資料：筑後市（各年度末）

■ 障害程度別療育手帳所持者の割合

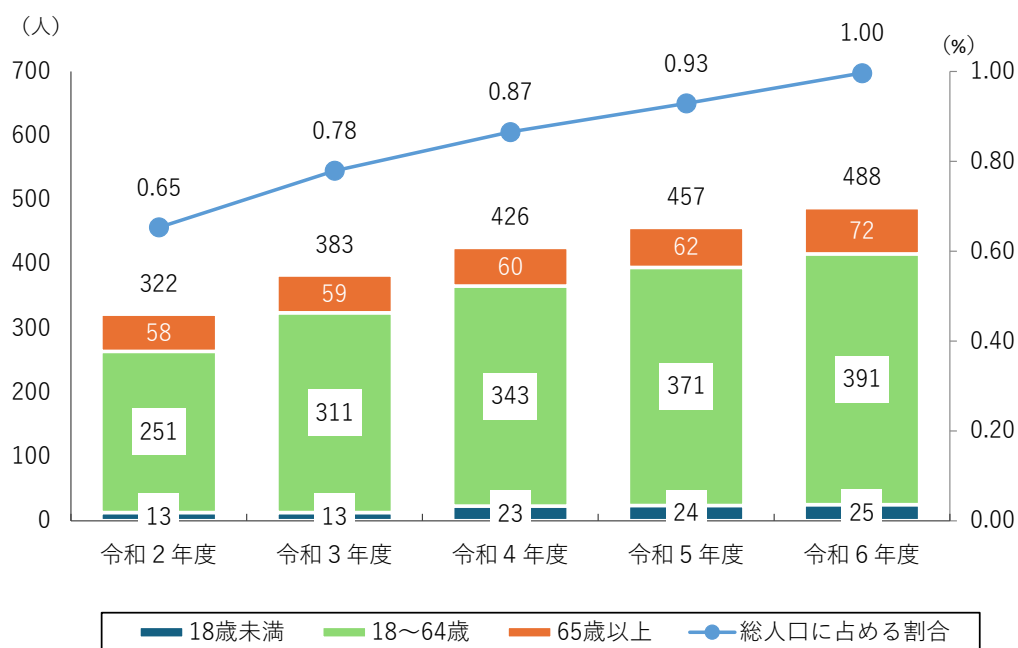


資料：筑後市（令和6年度末）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度の322人から令和6年度には488人へと増加しています。総人口に占める割合も1.00%に達し、増加傾向が非常に顕著になっています。増加の最も大きな要因は、18～64歳の層で、251人から391人へと大幅に増加し、全体の約8割を占めています。

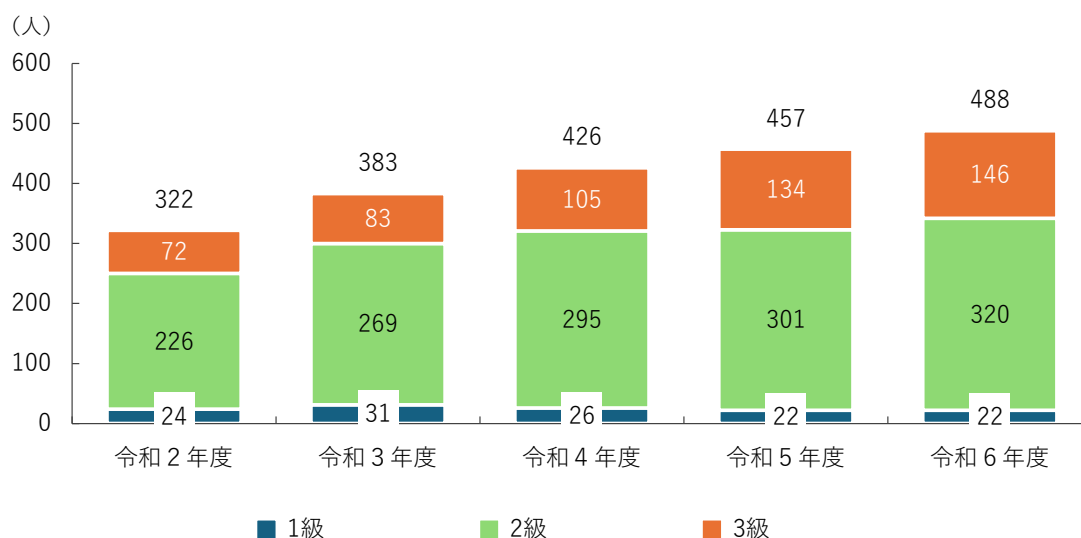
■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：筑後市（各年度末）

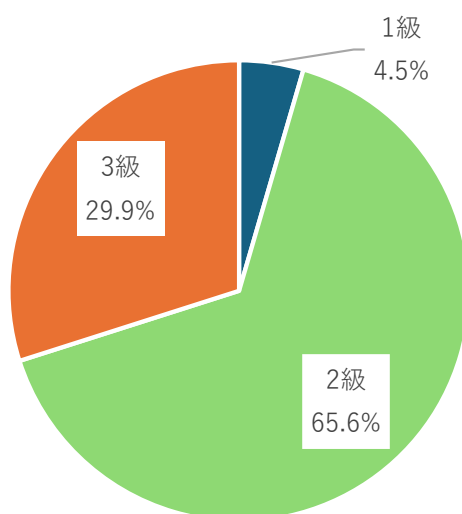
障害程度別では、2級と3級が大きく増加しています。特に3級の増加率が高くなっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別推移



資料：筑後市（各年度末）

■ 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者の割合



資料：筑後市（令和6年度末）

5 実態調査からみる課題

(1) 実施概要

- 対象地域 : 筑後市全域
- 対象者数 : 障害者手帳所持者より無作為抽出された 1,500 人
- 調査期間 : 令和 7 年 10 月 17 日～令和 7 年 11 月 4 日
- 調査方法 : 郵送調査法、WEB 調査の併用

(2) 回収結果

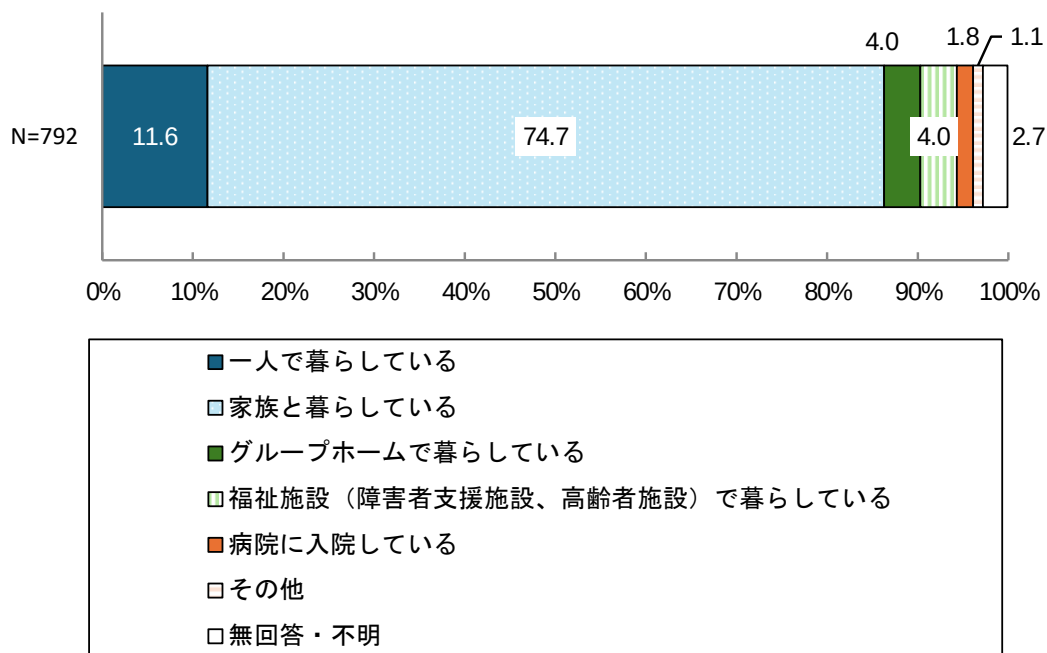
配布数	有効回収数	有効回答率
1,500 件	792 件	52.8%

(3) 結果抜粋

■ 住まいや暮らしについて

問 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

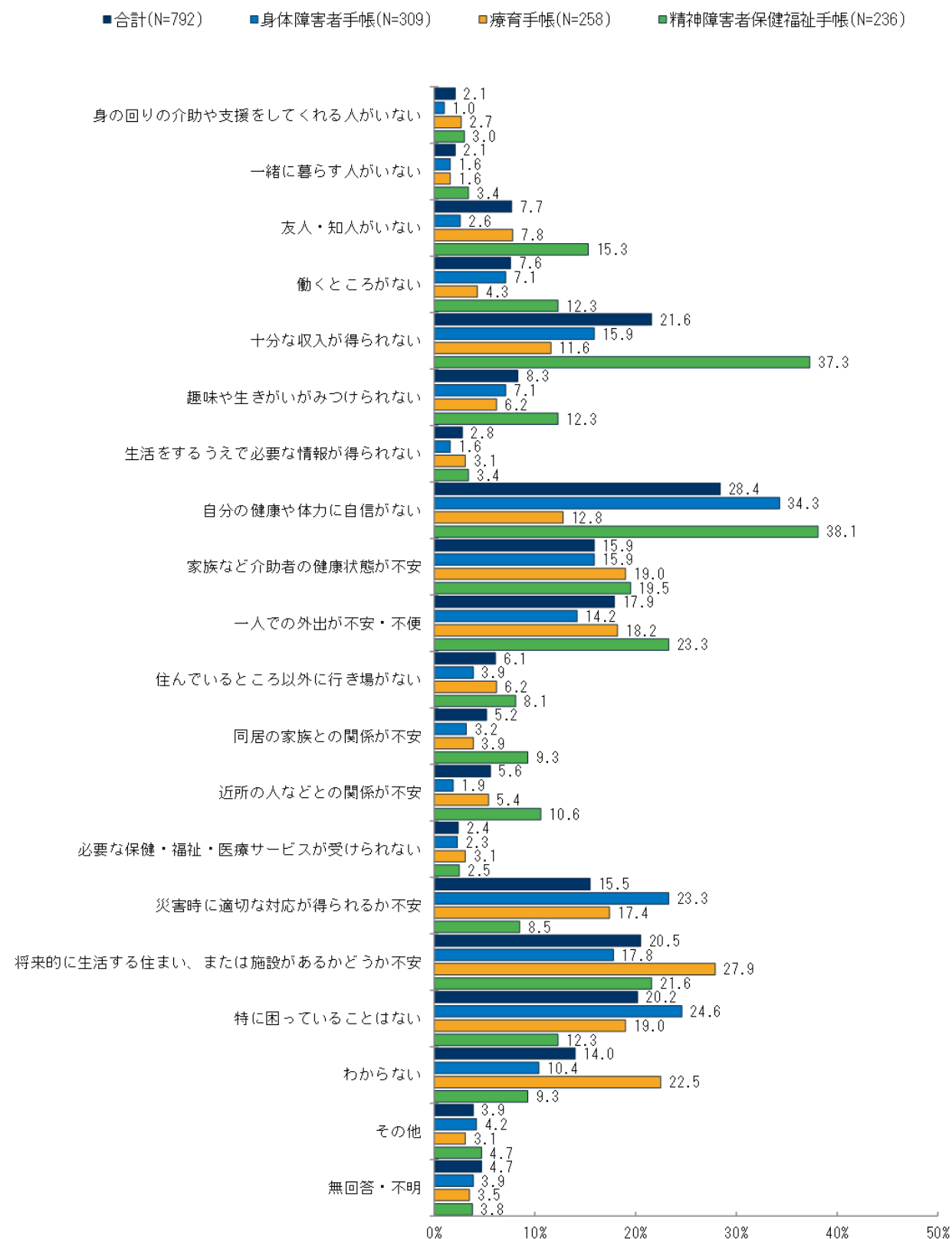
「家族と暮らしている」が 74.7%で最も高くなっています。次いで「一人で暮らしている」が 11.6%、「グループホームで暮らしている」が 4.0%となっています。



問 現在の生活で困っていることや不安なことはどのようなことですか。(主なもの3つに○)

全体では、「自分の健康や体力に自信がない」が28.4%で最も高くなっています。次いで「十分な収入が得られない」が21.6%、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が20.5%となっています。

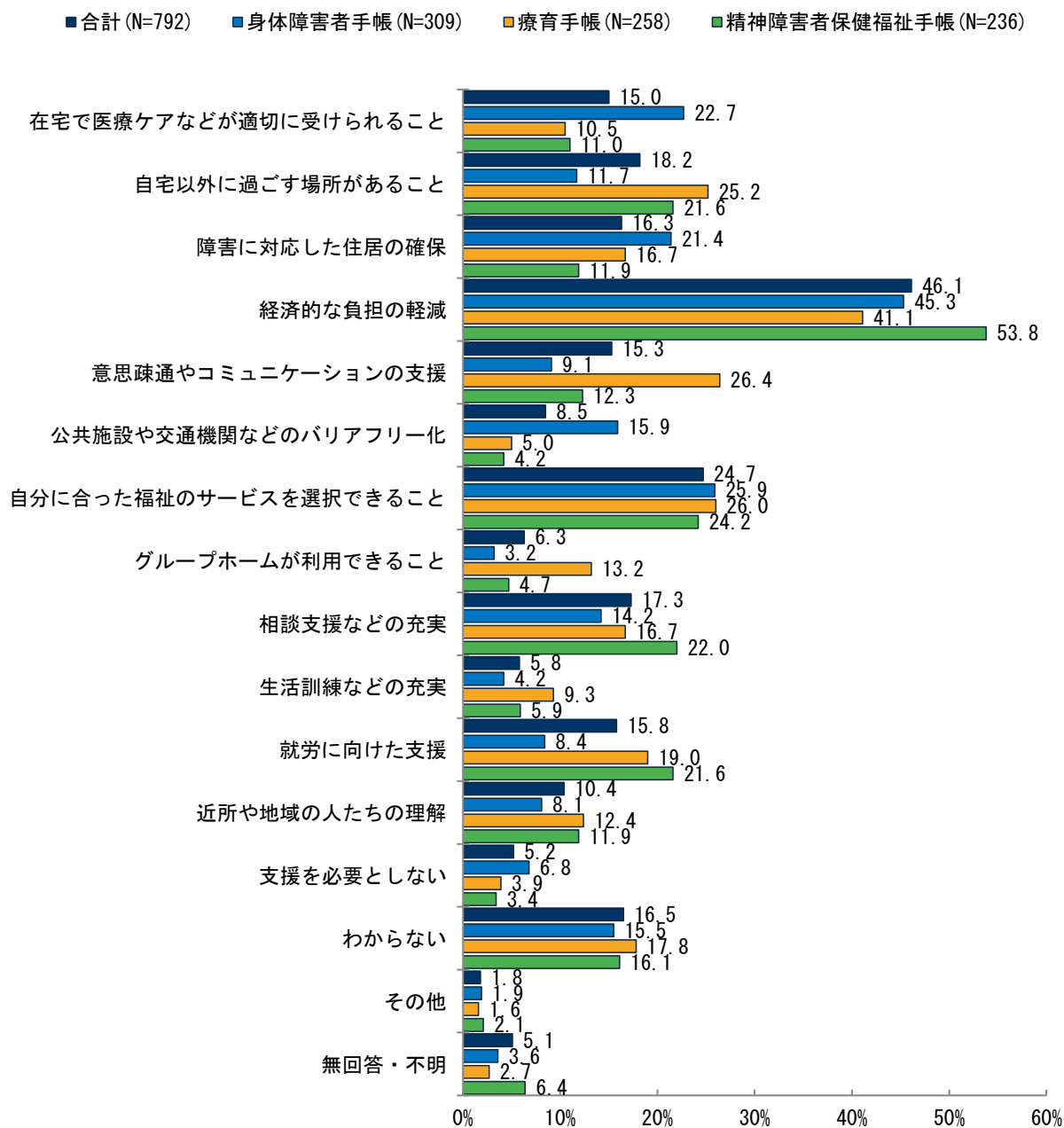
障害種別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者において「十分な収入が得られない」の割合が高くなっています。



問 あなたが自宅など、地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか。(主なもの3つに○)

全体では、「経済的な負担の軽減」が46.1%で最も高くなっています。次いで「自分に合った福祉のサービスを選択できること」が24.7%、「自宅以外に過ごす場所があること」が18.2%となっています。

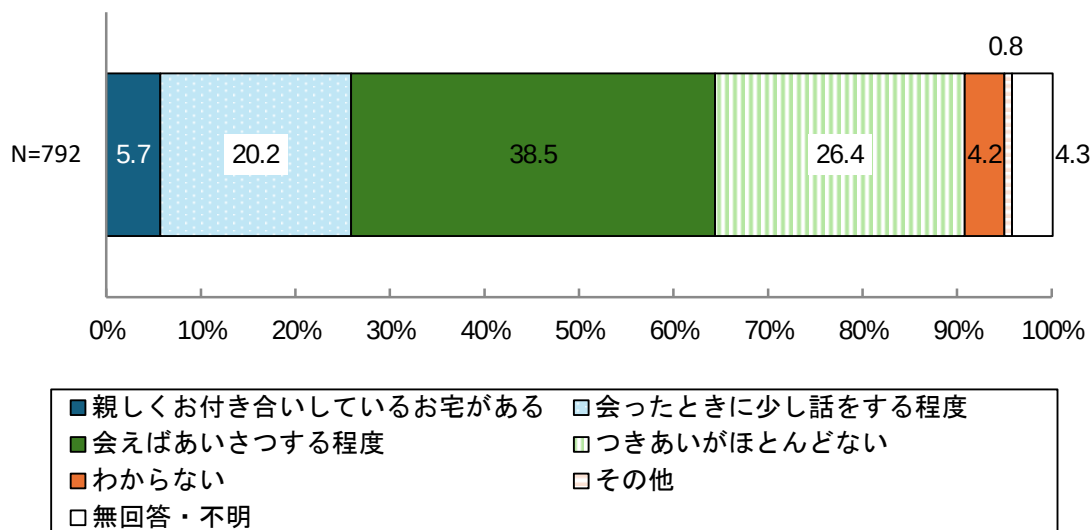
障害種別でみると、療育手帳所持者において「意思疎通やコミュニケーションの支援」の割合が高くなっています。



■ 地域とのかかわりについて

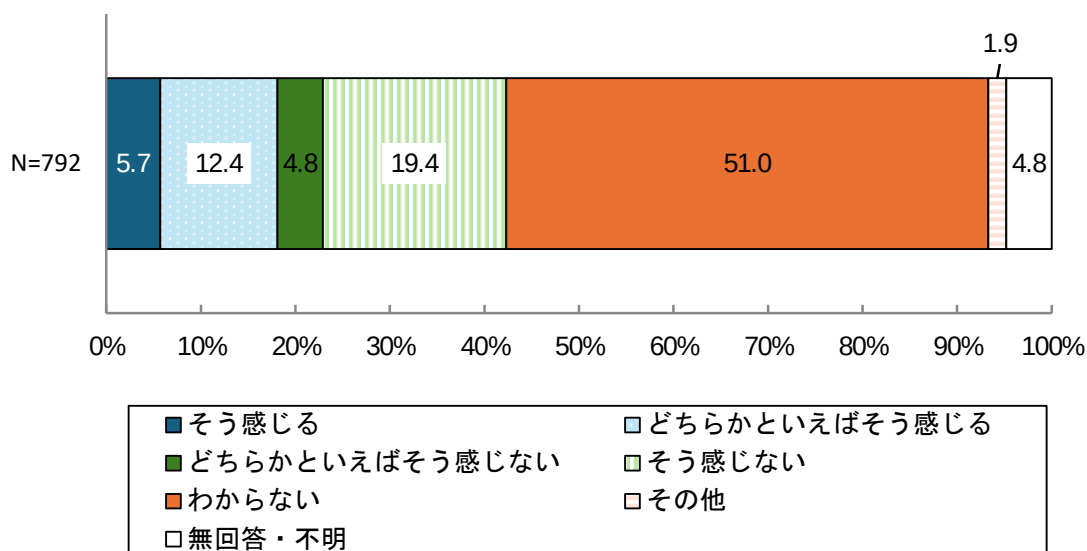
問 あなたは、ふだん地域の方とどのようなつきあいをしていますか。(○は1つだけ)

「会えばあいさつする程度」が38.5%で最も高くなっています。次いで「つきあいがほとんどない」が26.4%、「会ったときに少し話をする程度」が20.2%となっています。



問 あなたは地域の人たちから適切な配慮を受けていると感じますか。(○は1つだけ)

「わからない」が51.0%で最も高くなっています。次いで「そう感じない」が19.4%、「どちらかといえばそう感じる」が12.4%となっています。

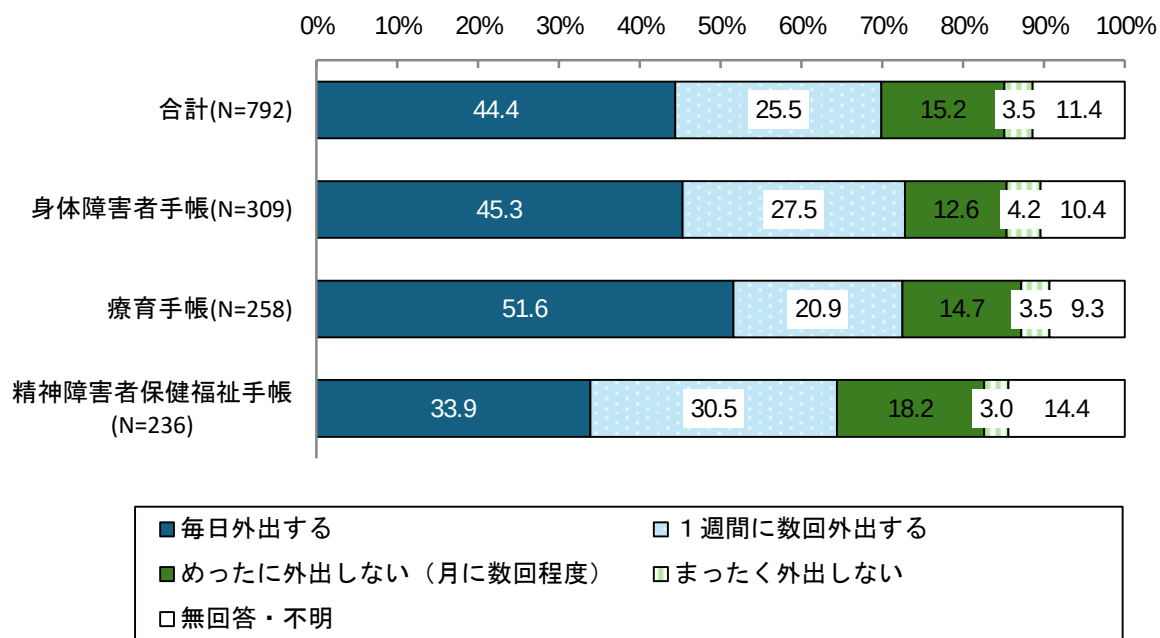


■ 日中活動や就労について

問 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

全体では、「毎日外出する」が44.4%で最も高くなっています。次いで「1週間に数回外出する」が25.5%、「めったに外出しない（月に数回程度）」が15.2%となっています。

障害種別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者において「毎日外出する」の割合が低くなっています。

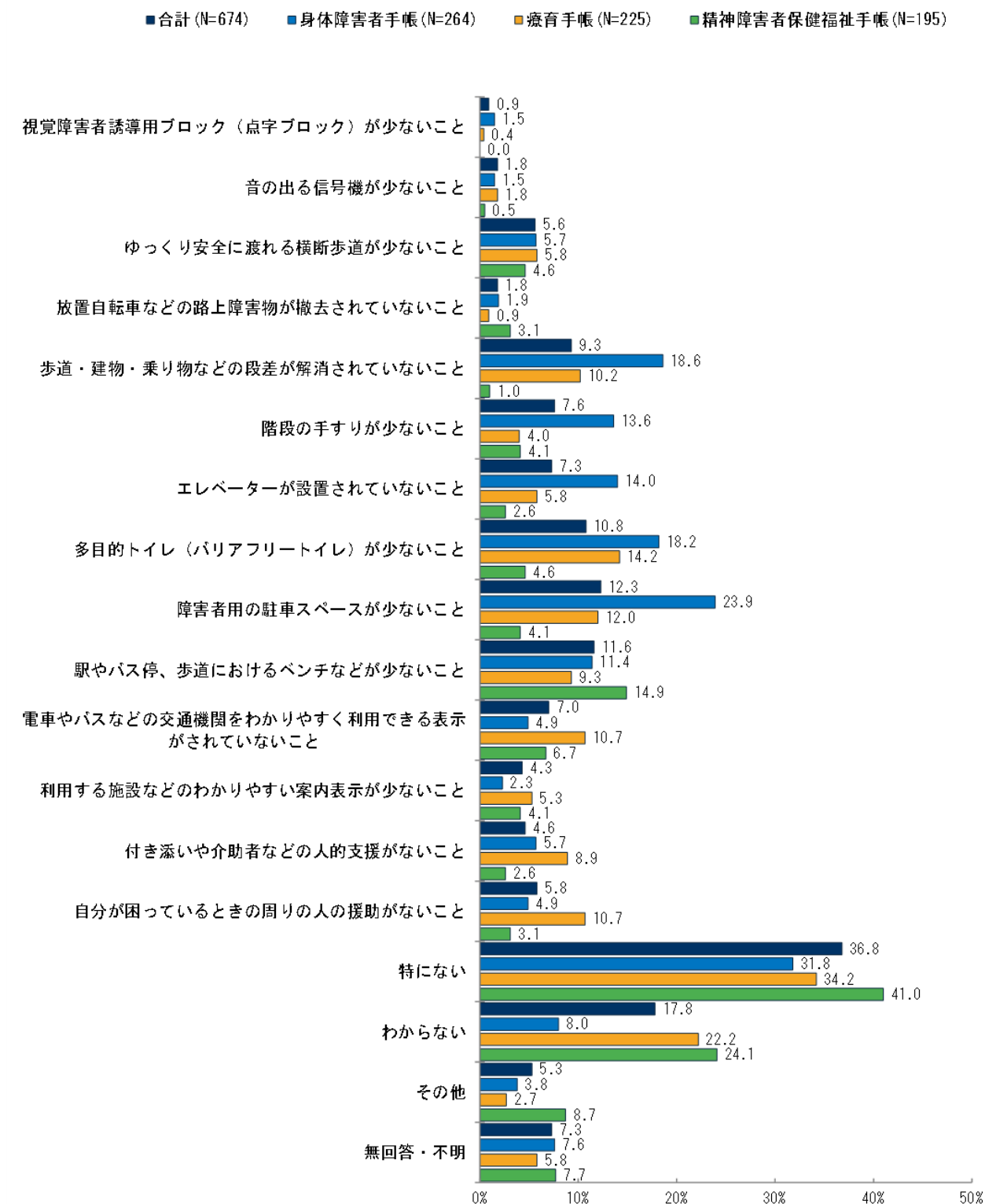


(前の設問で外出していると回答した人だけを対象)

問 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全体では、「特にない」が36.8%で最も高くなっています。次いで「わからない」が17.8%、「障害者用の駐車スペースが少ないこと」が12.3%となっています。

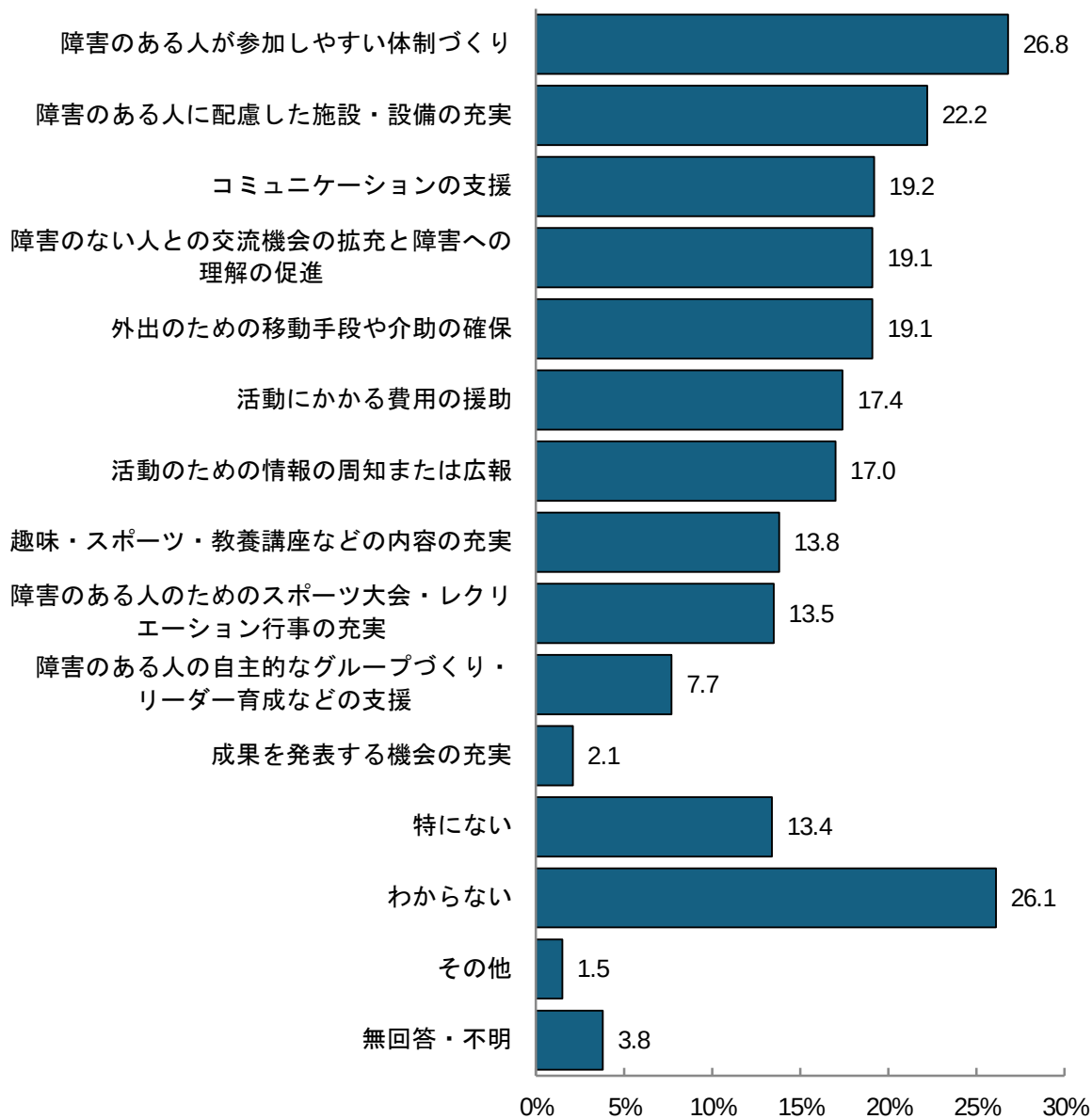
障害種別にみると、身体障害者手帳所持者において「障害者用の駐車スペースが少ないこと」の割合が高くなっています。



問 障害のある人の文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「障害のある人が参加しやすい体制づくり」が26.8%で最も高くなっています。次いで「わからない」が26.1%、「障害のある人に配慮した施設・設備の充実」が22.2%となっています。

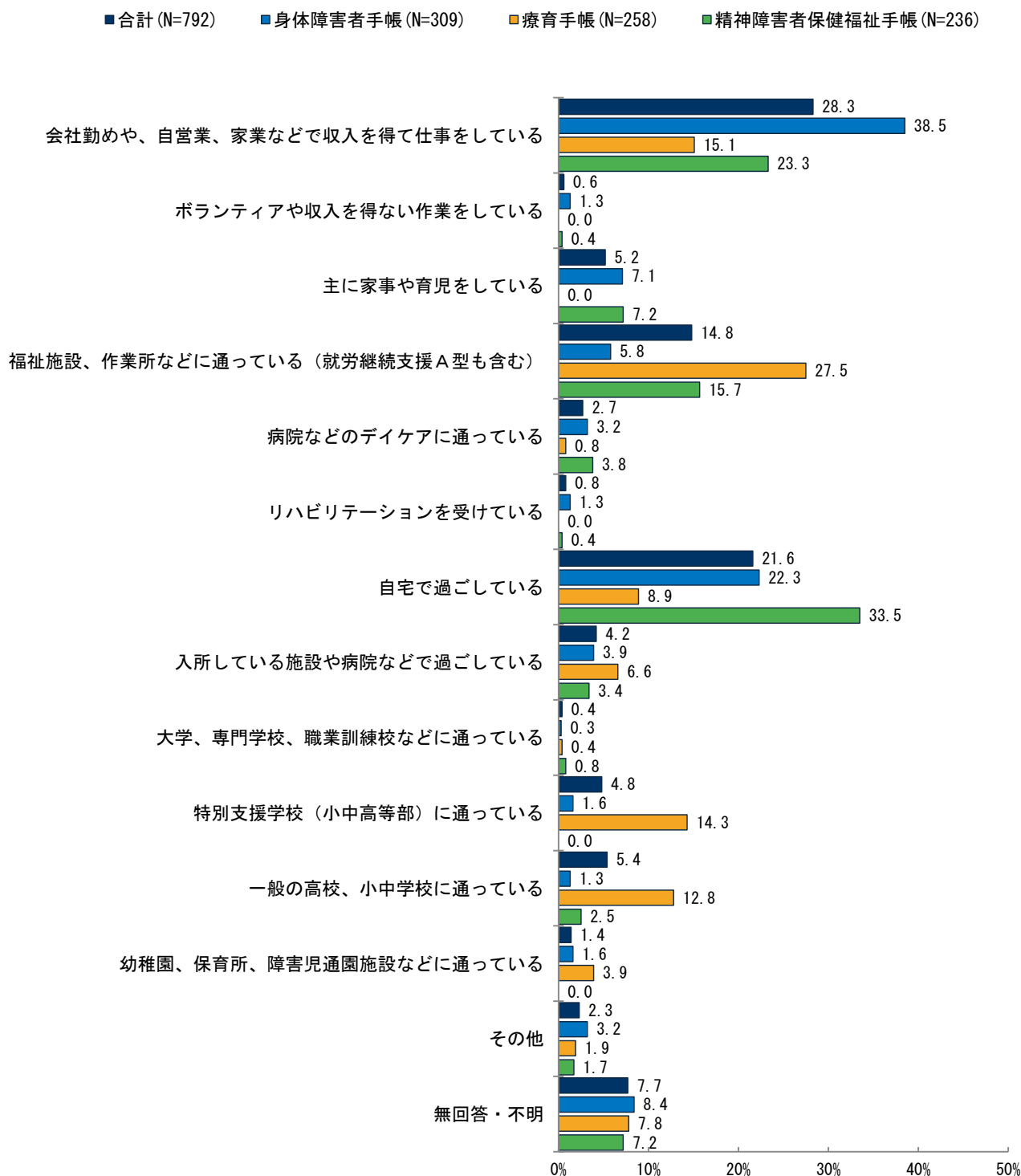
N=792



問 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

全体では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が28.3%で最も高くなっています。次いで「自宅で過ごしている」が21.6%、「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が14.8%となっています。

障害種別にみると、身体障害者手帳所持者は一般就労（会社勤め等）の割合が高い傾向にあります。一方、療育手帳所持者は、一般就労の割合は低く、福祉施設や作業所へ通所する割合が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は「自宅で過ごしている」割合が他の障害種別に比べて高くなっています。

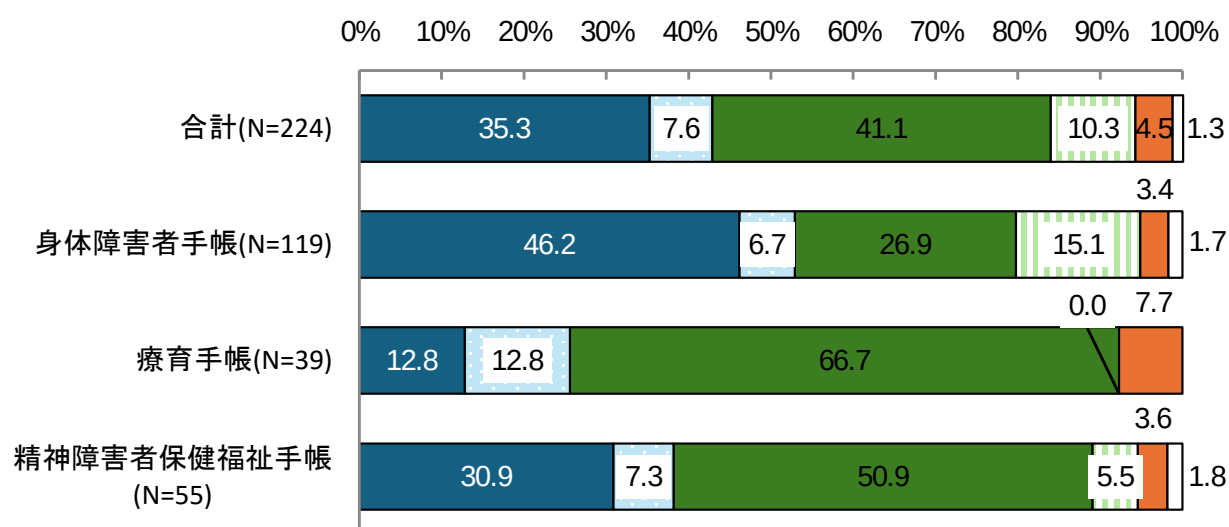


（前の設問で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を回答した人だけを対象）

問 どのような勤務形態で働いていますか。（○は1つだけ）

全体では、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が41.1%で最も高くなっています。次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が35.3%、「自営業、農林水産業など」が10.3%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳所持者は「正職員」の割合が高い一方、療育手帳所持者は「正職員」や「自営業」が低く、「パート・アルバイト等」の割合が高くなっています。



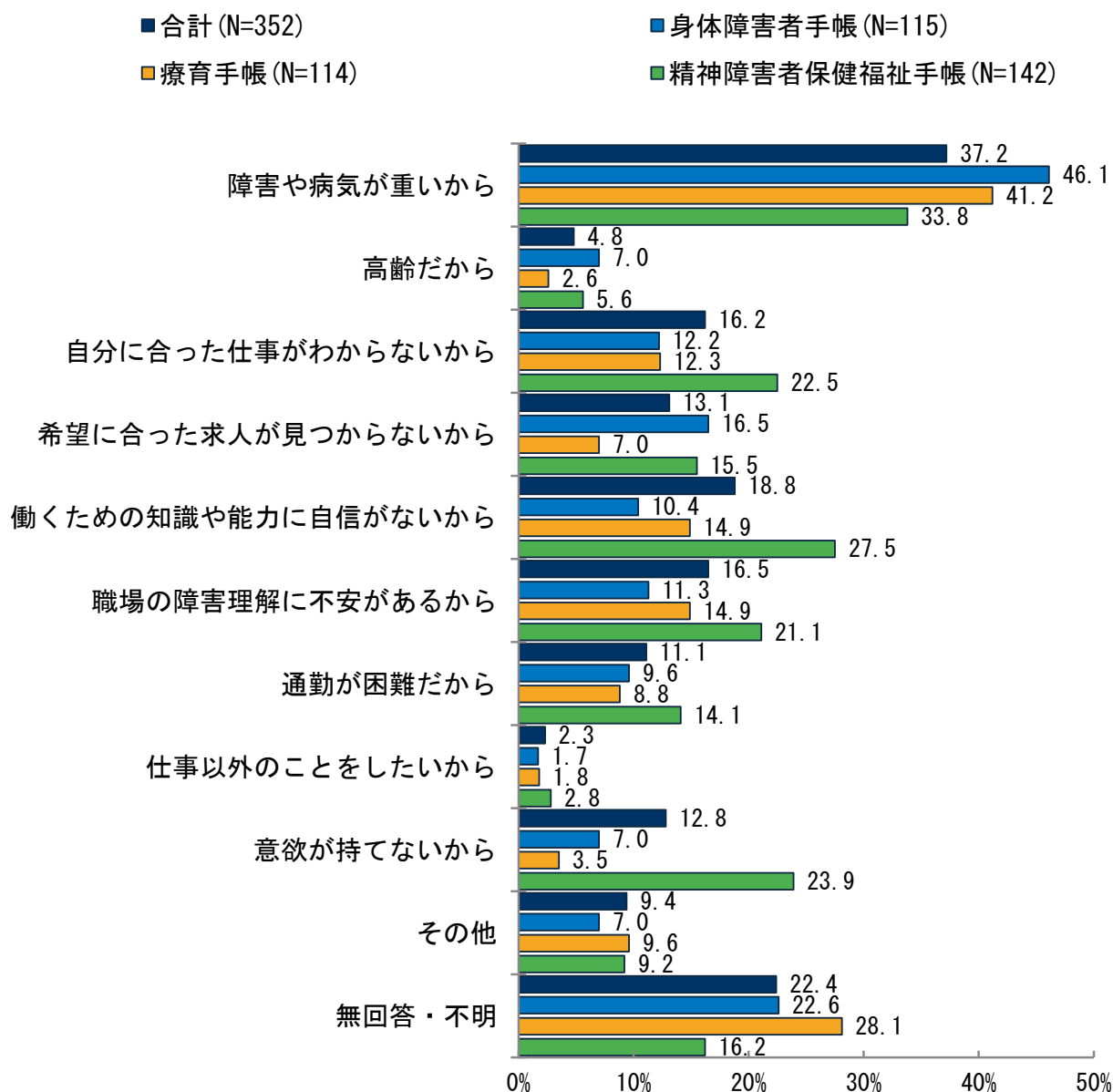
- 正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない
- 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある
- パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員
- ▨ 自営業、農林水産業など
- その他
- 無回答・不明

(仕事をしていない18歳から64歳までの人を対象)

問 あなたが一般就労していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全体では、「障害や病気が重いから」が37.2%で最も高くなっています。

障害種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者において「働くための知識や能力に自信がないから」、「自分に合った仕事が見つからないから」、「意欲が持てないから」の割合が高くなっています。

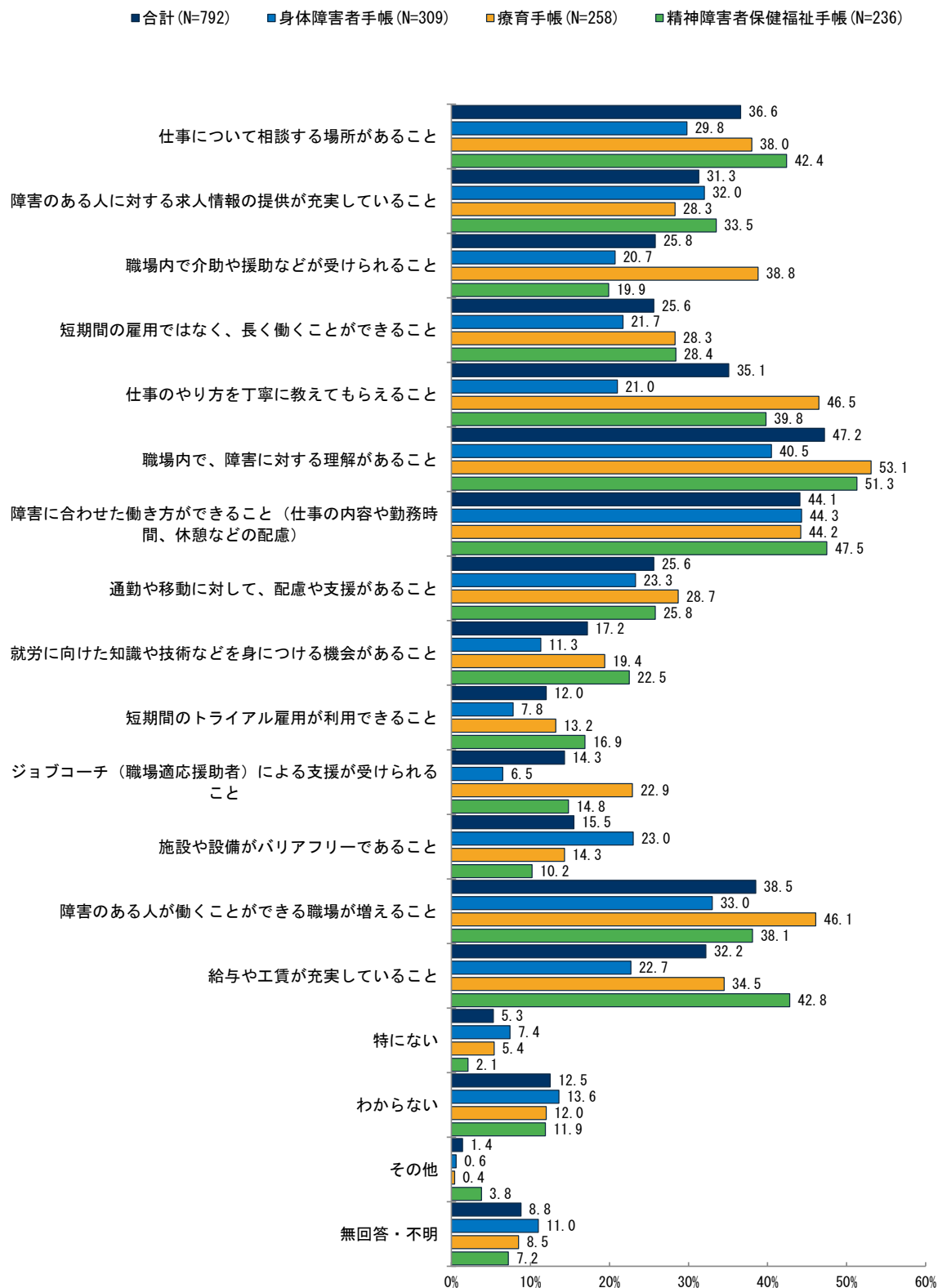


問 障害のある人が働く場合、どのような配慮が必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

全体では、「職場内で、障害に対する理解があること」が47.2%で最も高くなっています。次いで「障害に合わせた働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮）」が44.1%、「障害のある人が働くことができる職場が増えること」が38.5%となっています。

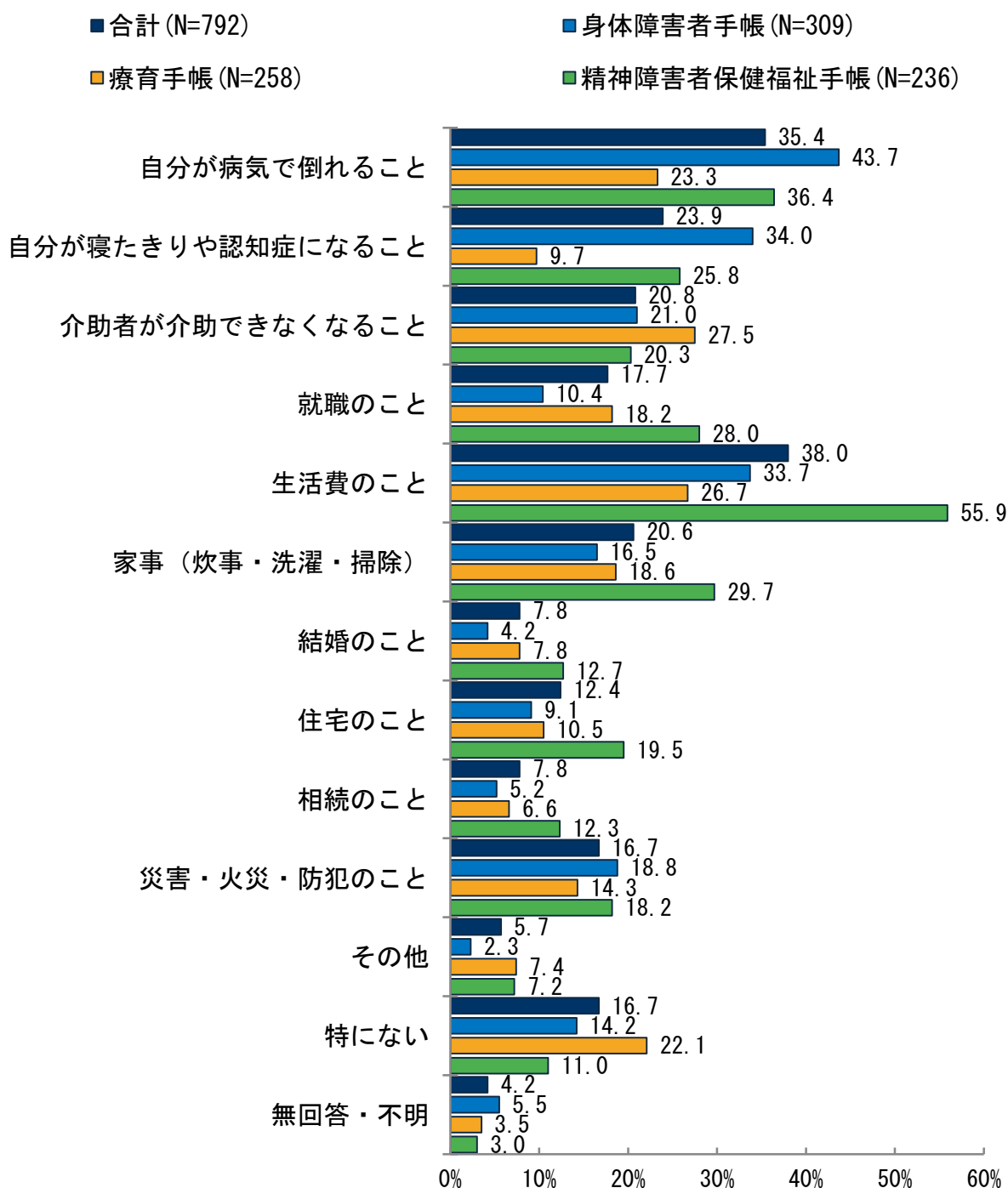
障害種別にみると、療育手帳所持者において「職場内で介助や援助などが受けられること」の割合が高く、「仕事のやり方を丁寧に教えてもらえること」の割合が高くなっています。



問 現在、困ったり不安に思っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全体では、「生活費のこと」が38.0%で最も高くなっています。次いで「自分が病気で倒れること」が35.4%、「自分が寝たきりや認知症になること」が23.9%となっています。

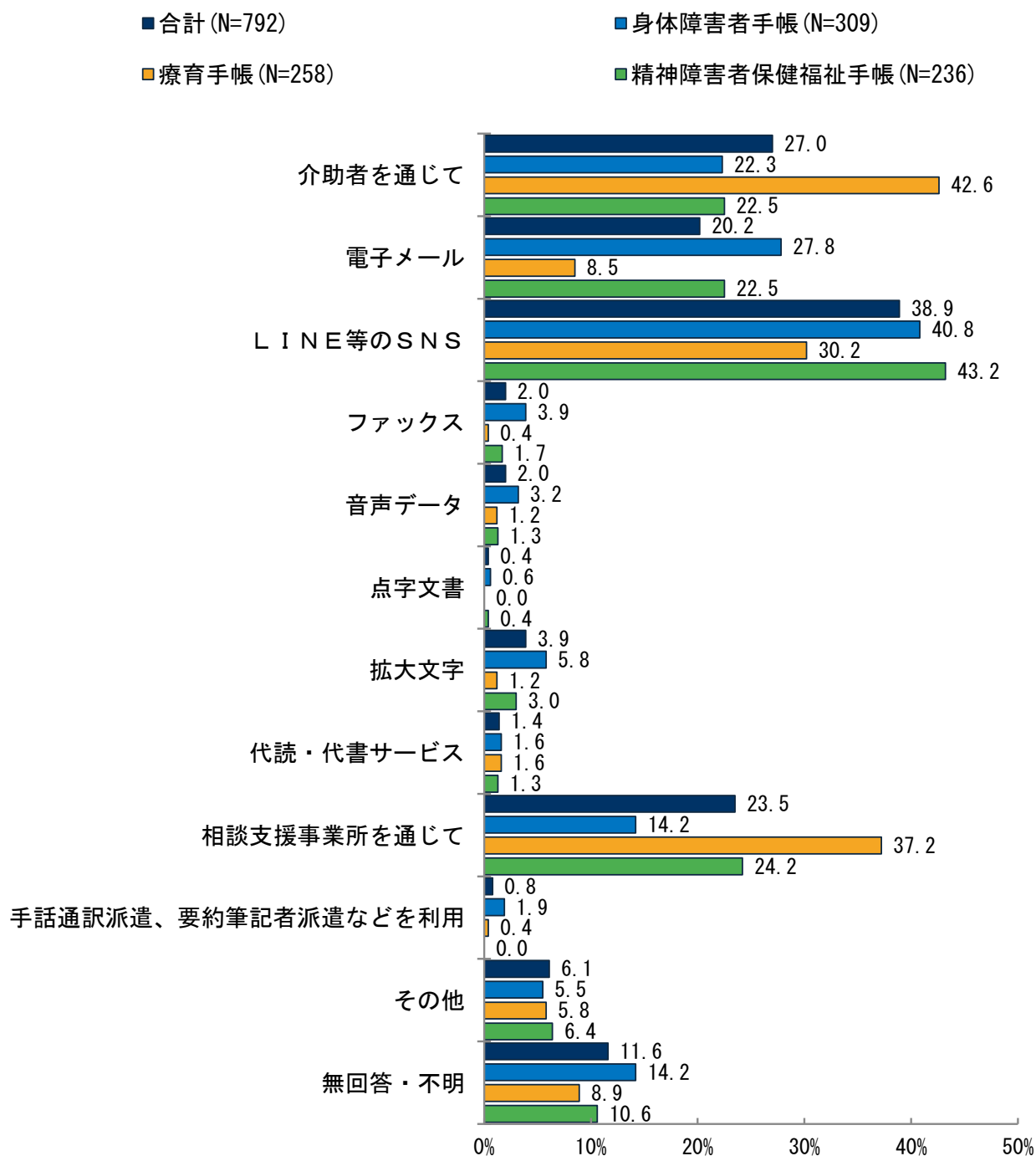
障害種別でみると、身体障害者手帳所持者において「自分が寝たきりや認知症になること」、「就職のこと」、「生活費のこと」の割合が高くなっています。



問 あなたは情報を受け取るときに、どのような方法がよいですか。(あてはまるものすべてに○)

全体では、「LINE等のSNS」が38.9%で最も高くなっています。次いで「介助者を通じて」が27.0%、「相談支援事業所を通じて」が23.5%となっています。

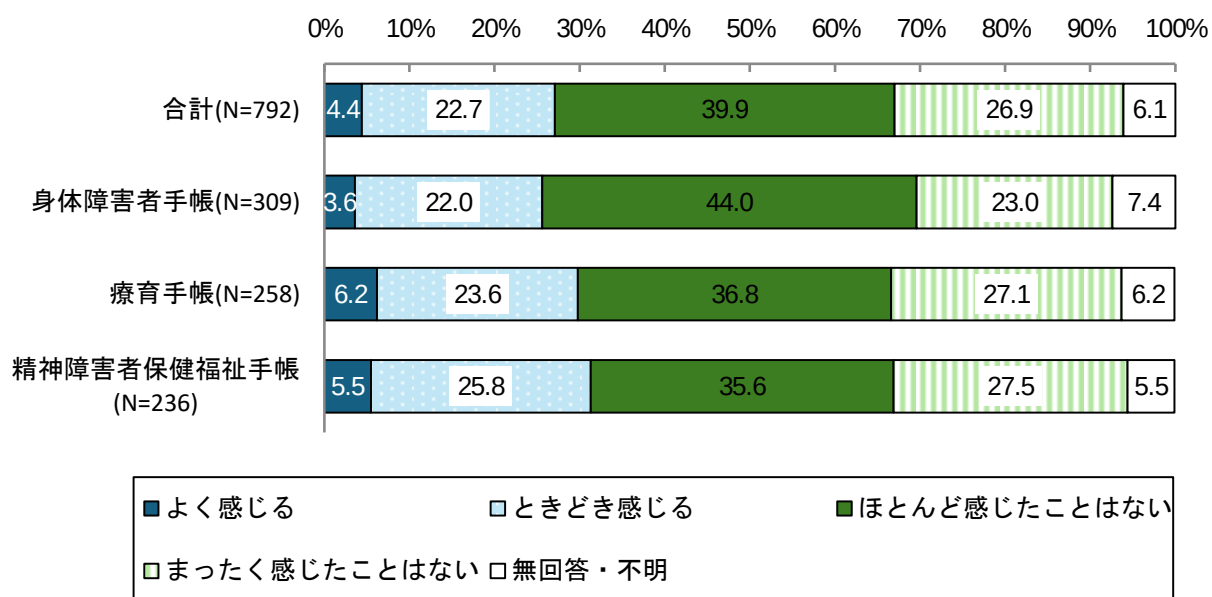
障害種別では、療育手帳所持者において「介助者を通じて」、「相談支援事業所を通じて」の割合が高くなっており、「電子メール」の割合が低くなっています。



問 あなたは、日常生活において、障害を理由とした差別や不当な扱い、行動を妨げる社会の仕組み（店に入れない、サービスを断られるなど）によって、嫌な思いや不便を感じることはありませんか。（○は1つだけ）

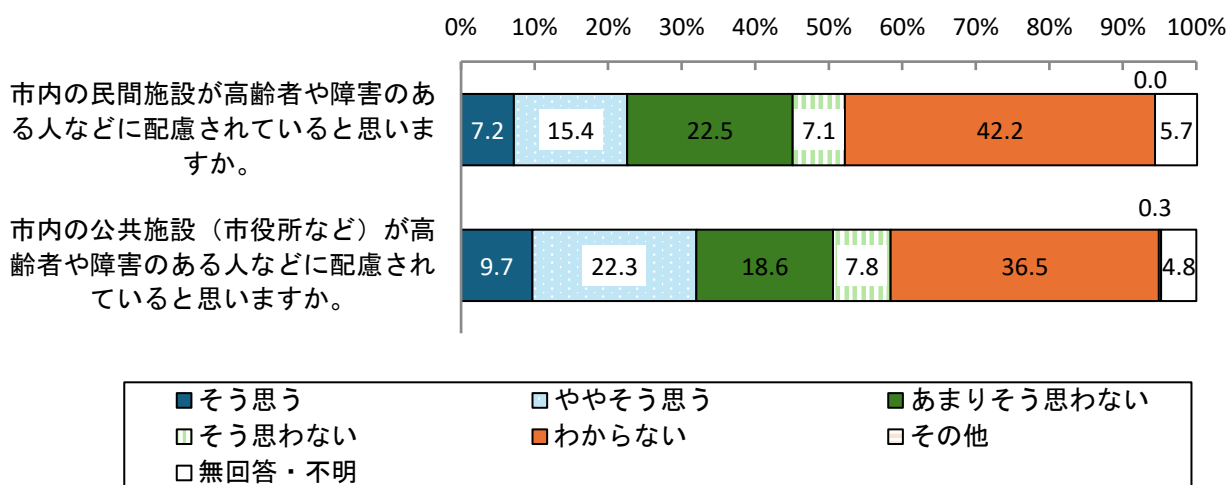
全体では、「ほとんど感じたことはない」が39.9%で最も高くなっています。次いで「まったく感じたことはない」が26.9%、「ときどき感じる」が22.7%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳所持者で「ほとんど感じたことはない」の割合が高くなっています。



問 民間施設や公共施設の合理的配慮について

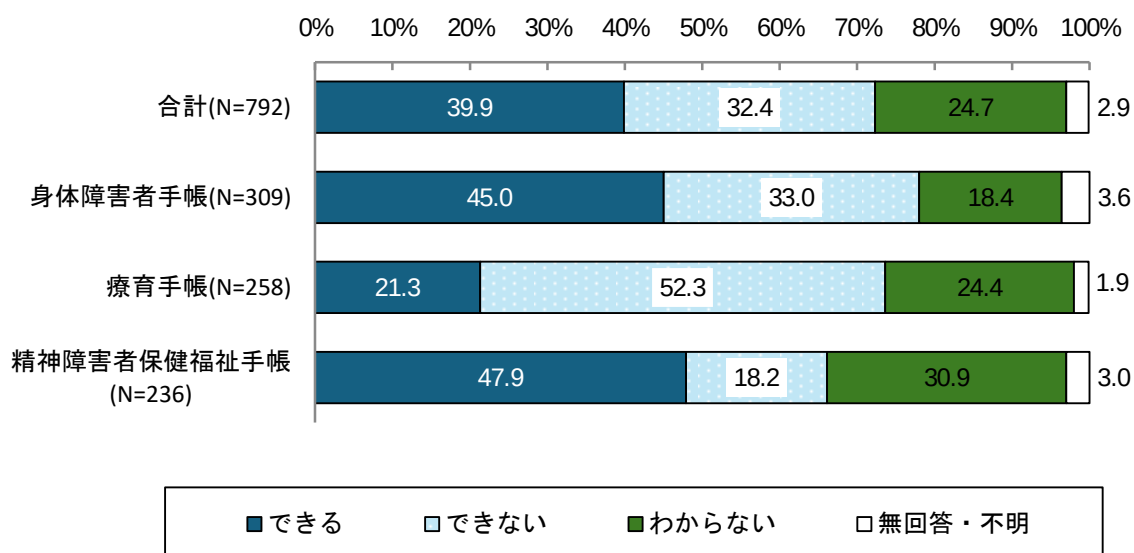
民間施設において合理的配慮がなされているかどうかをきいたところ、肯定的意見（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）は22.6%となっており、公共施設における合理的配慮については、32.0%となっています。



問 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

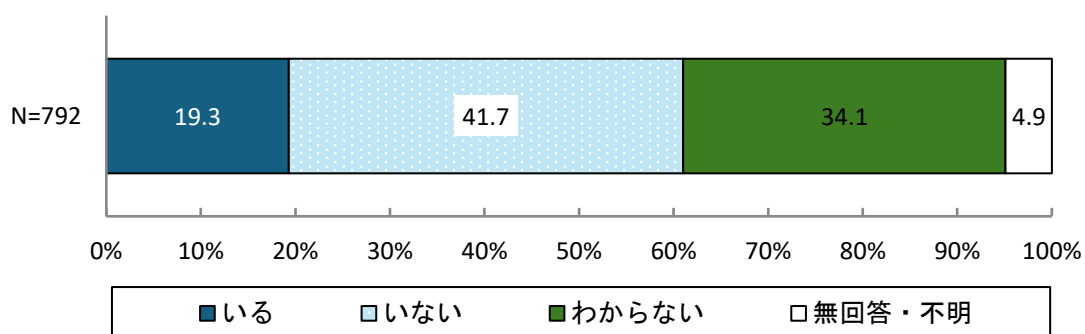
全体では、「できる」が39.9%で最も高くなっています。次いで「できない」が32.4%、「わからない」が24.7%となっています。

障害種別でみると、療育手帳所持者において「できない」の割合が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者において「できない」の割合が低くなっています。



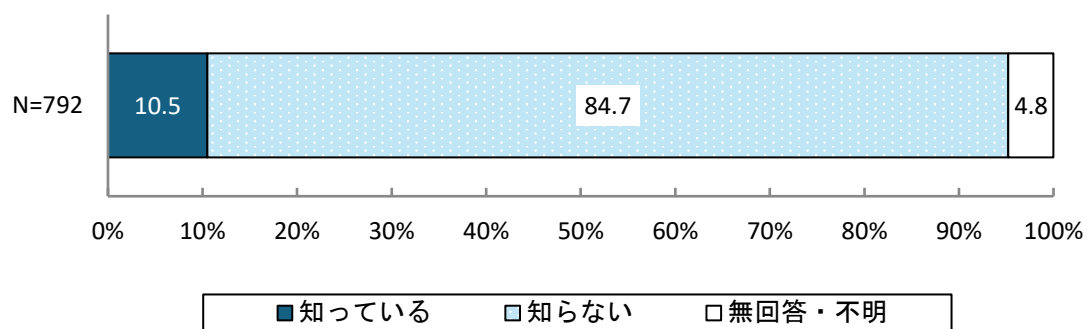
問 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

「いない」が41.7%で最も高くなっています。次いで「わからない」が34.1%、「いる」が19.3%となっています。



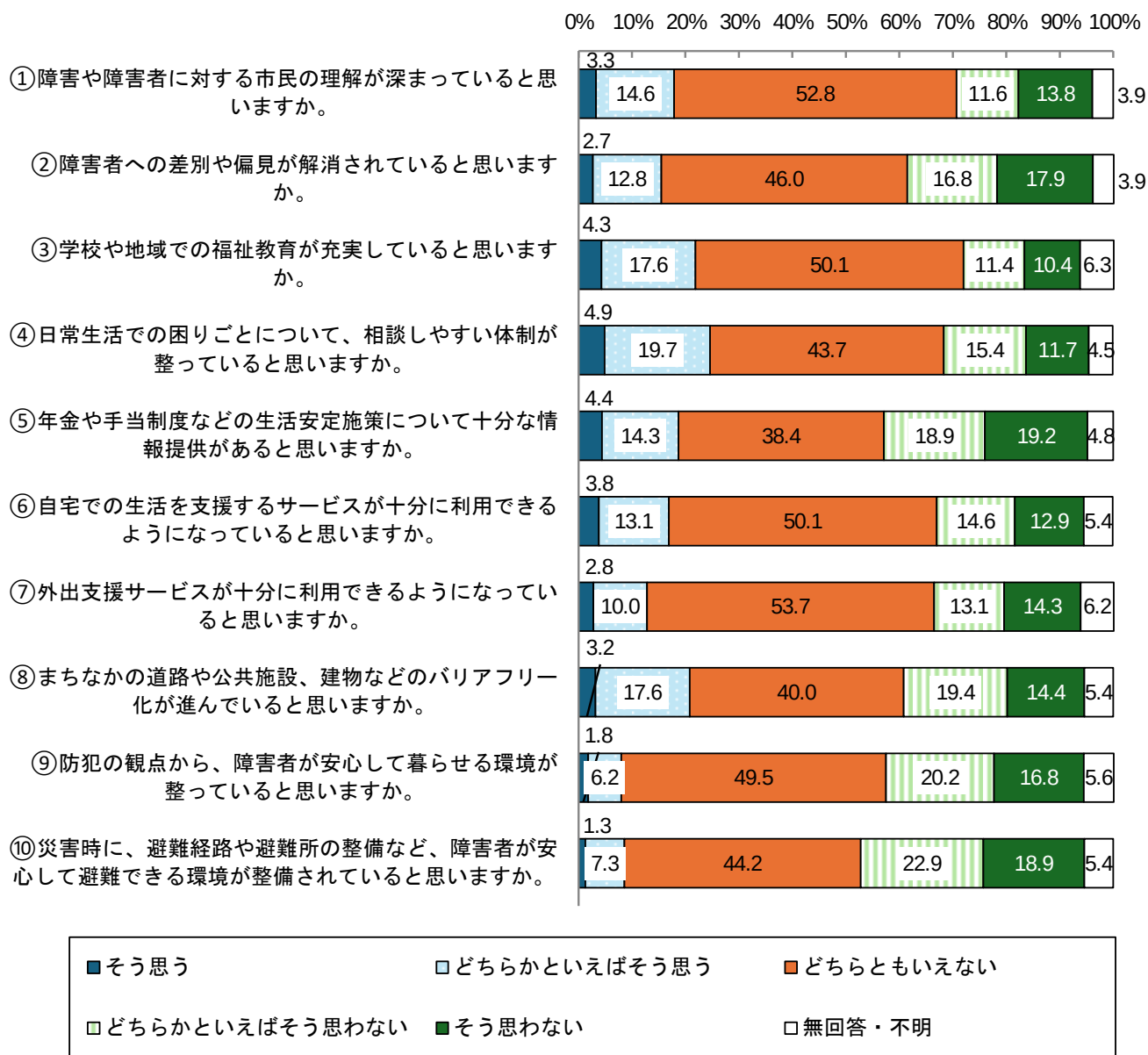
問 個別避難計画を知っていますか（○は1つだけ）

「知らない」が84.7%で最も高くなっています。次いで「知っている」が10.5%となっています。



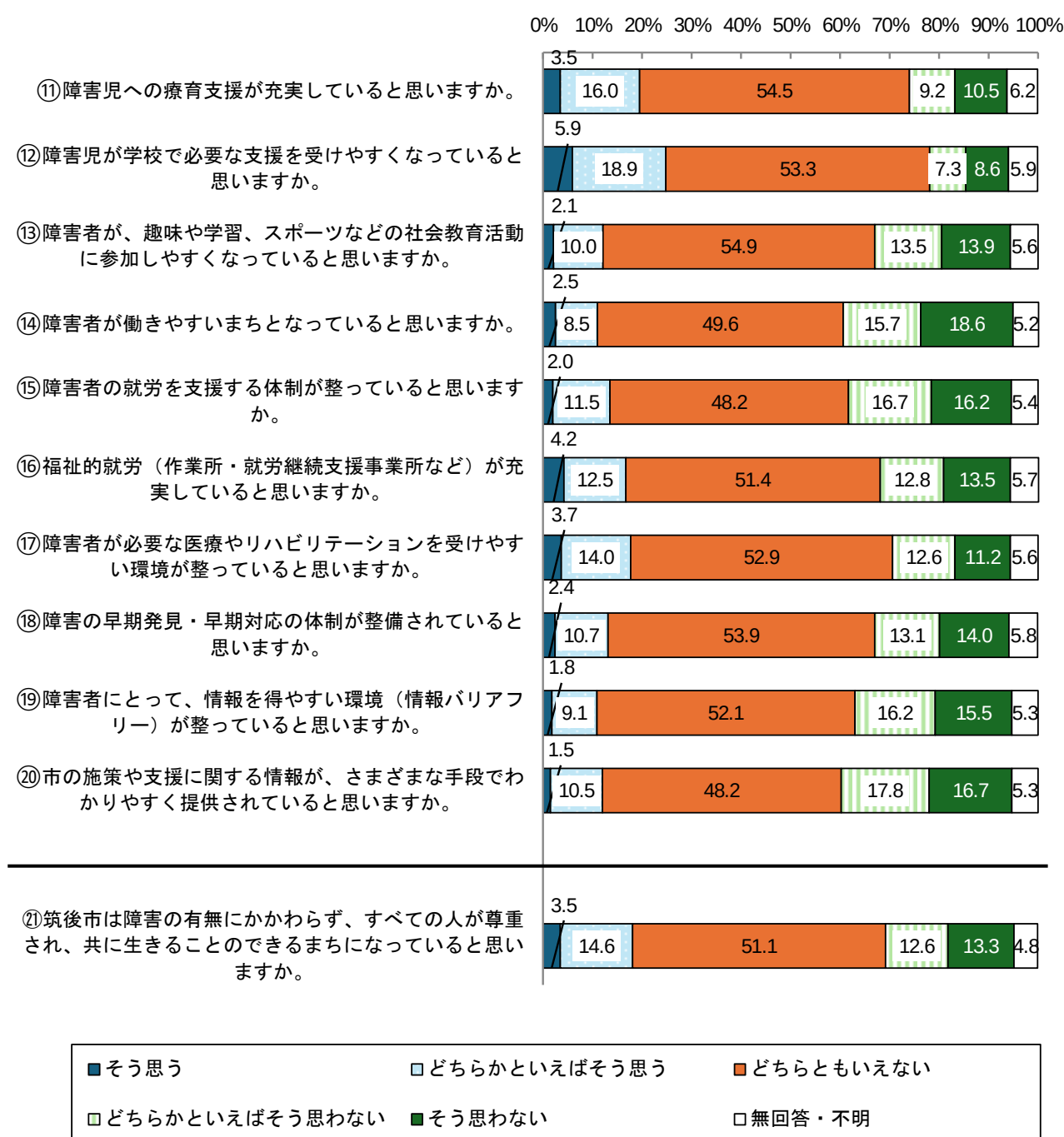
問 あなたは、次の①から⑩のことについて、どう思いますか。（各項目に○は1つつ）

肯定的意見（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合が高くなっているのは、「⑩障害児が学校で必要な支援を受けやすくなっていると思いますか」（24.8%）、「④日常生活での困りごとについて、相談しやすい体制が整っていると思いますか」（24.6%）、「③学校や地域での福祉教育が充実していると思いますか」（21.9%）、「⑧まちなかの道路や公共施設、建物などのバリアフリー化が進んでいると思いますか」（20.8%）、「⑪障害児への療育支援が充実していると思いますか」（19.5%）となっています。



否定的意見（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）の割合が高くなっているのは、「⑩災害時に、避難経路や避難所の整備など、障害者が安心して避難できる環境が整備されていると思いますか」（41.8%）、「⑤年金や手当制度などの生活安定施策について十分な情報提供があると思いますか」（38.1%）、「⑨防犯の観点から、障害者が安心して暮らせる環境が整っていると思いますか」（37.0%）、「②障害者への差別や偏見が解消されていると思いますか」（34.7%）、「⑳市の施策や支援に関する情報が、さまざまな手段でわかりやすく提供されていると思いますか」（34.5%）となっています。

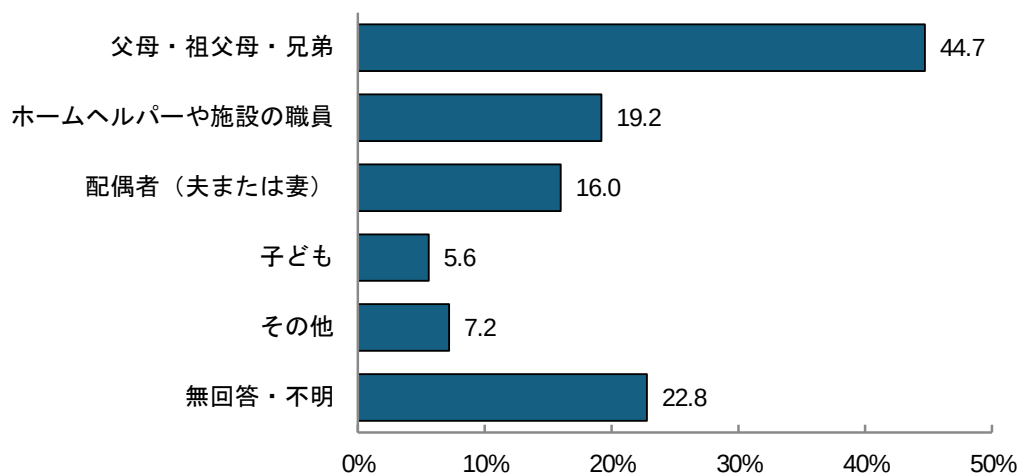
総合的な評価を聞く設問（「㉑筑後市は障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重され、共に生きることのできるまちになっていると思いますか。」）の回答について、肯定的意見は18.1%、否定的意見は25.9%となっています。



問 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

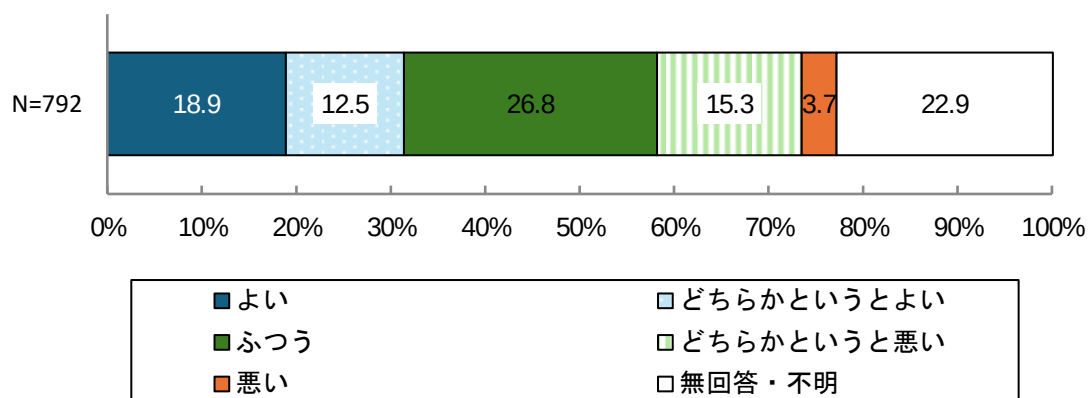
「父母・祖父母・兄弟」が44.7%で最も高くなっています。

N=499



問 主に介助や支援をしている人の健康状態はいかがですか。(○は1つだけ)

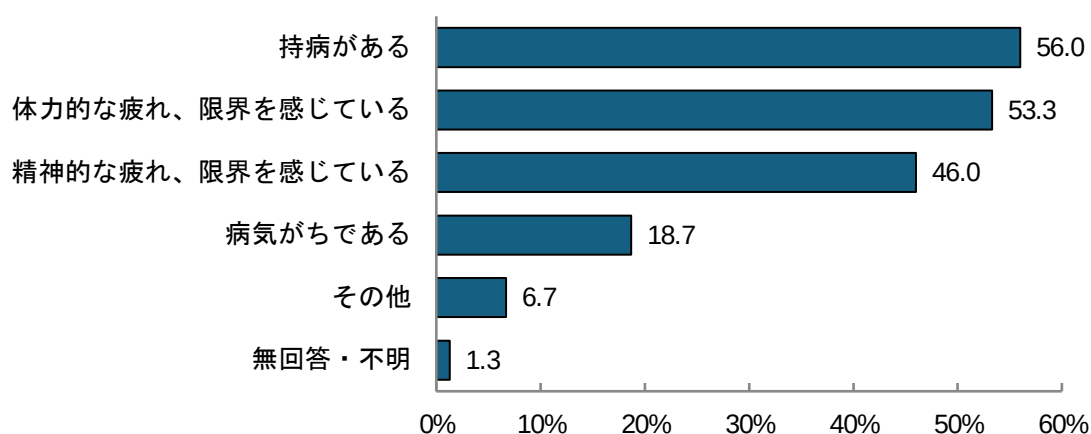
「ふつう」が26.8%で最も高くなっています。健康状態が悪い（「どちらかという悪い」と「悪い」の合計）は19.0%となっています。



問 どのような理由で、健康状態が悪いと感じますか。(あてはまるものすべてに○)

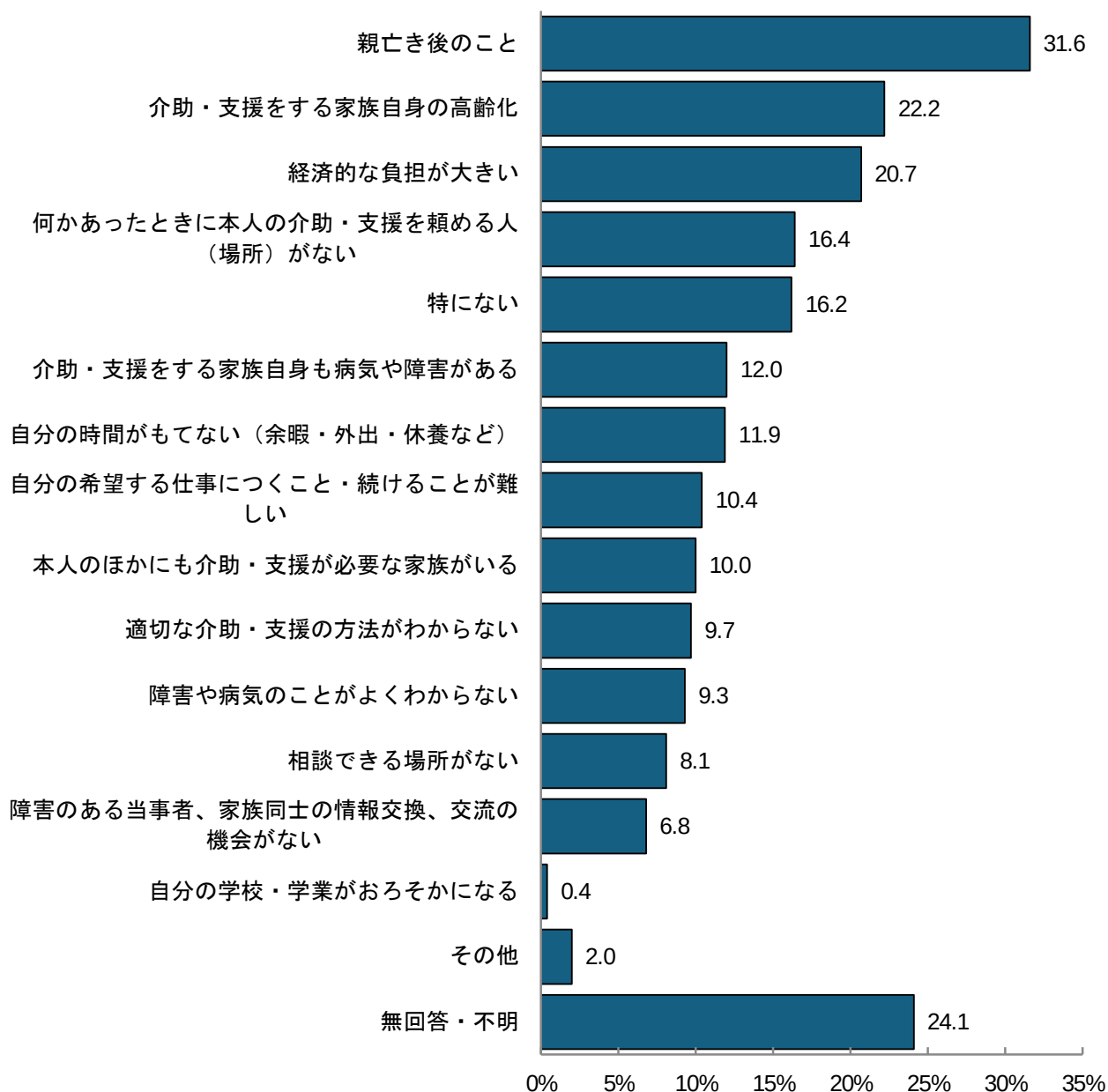
「持病がある」が56.0%で最も高くなっています。次いで「体力的な疲れ、限界を感じている」が53.3%、「精神的な疲れ、限界を感じている」が46.0%となっています。

N=150



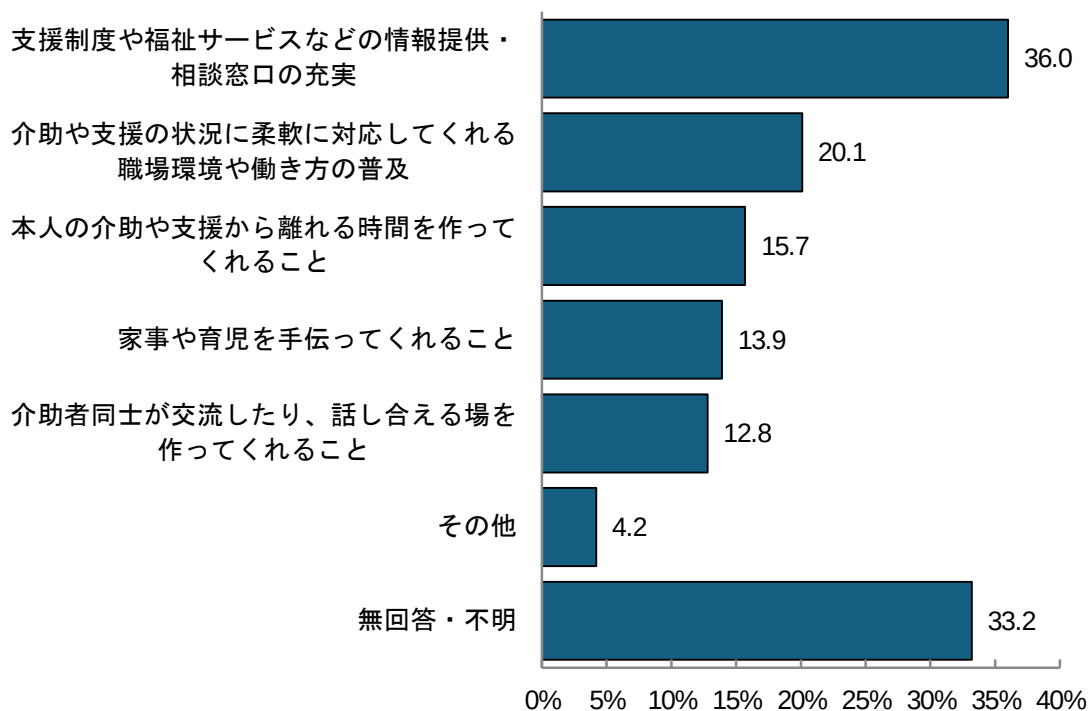
問 介助や支援にあたってどのような不安や困りごとがありますか。(あてはまるものすべてに○)
「親亡き後のこと」が31.6%で最も高くなっています。

N=792



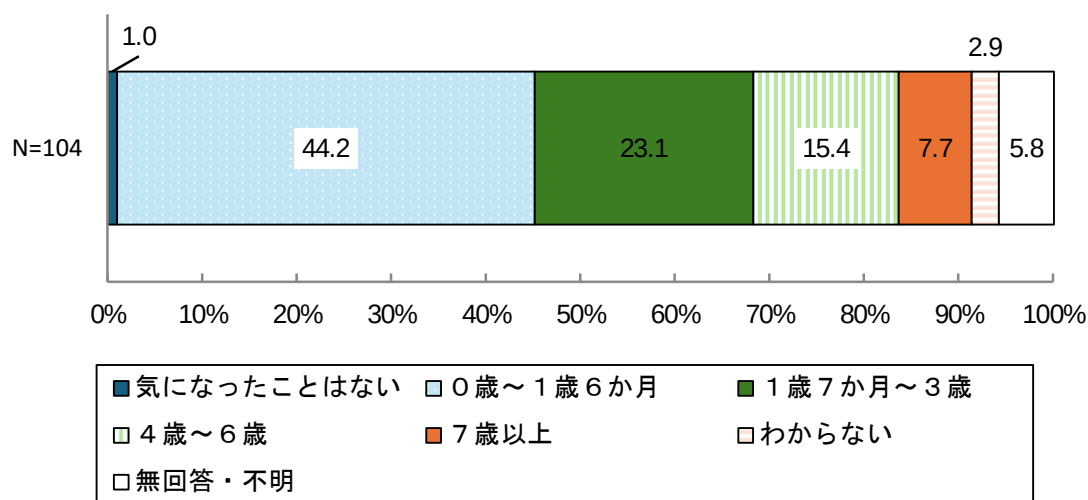
問 介助する人への支援として力を入れてほしいことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）
「支援制度や福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」が 36.0%で最も高くなっています。

N=792



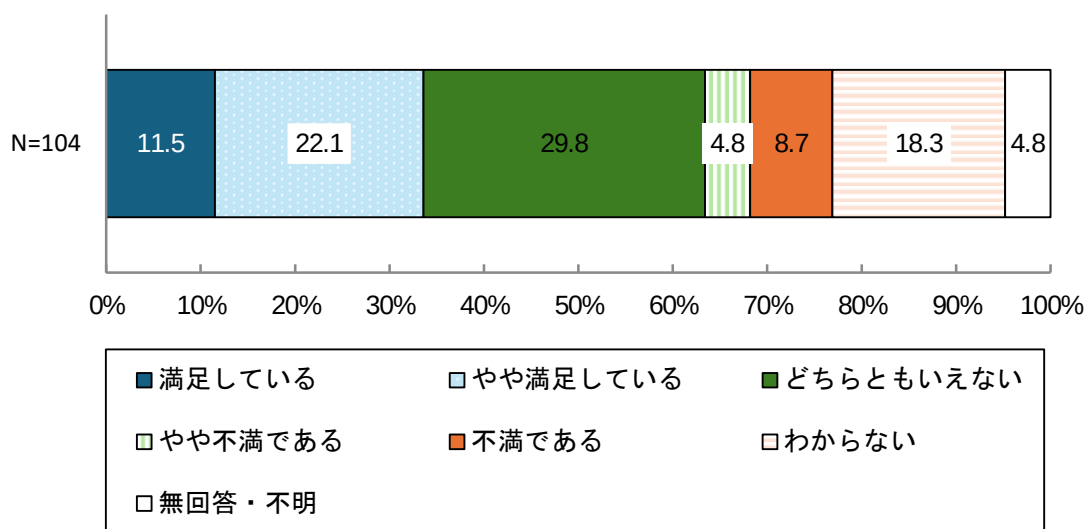
問 お子さんの発達全般（身体・知的・情緒・社会性など）について、はじめて気がかりを感じたときのお子さんの年齢は何歳でしたか。（○は1つだけ）

「0歳～1歳6か月」が 44.2%で最も高くなっています。次いで「1歳7か月～3歳」が 23.1%、「4歳～6歳」が 15.4%となっています。



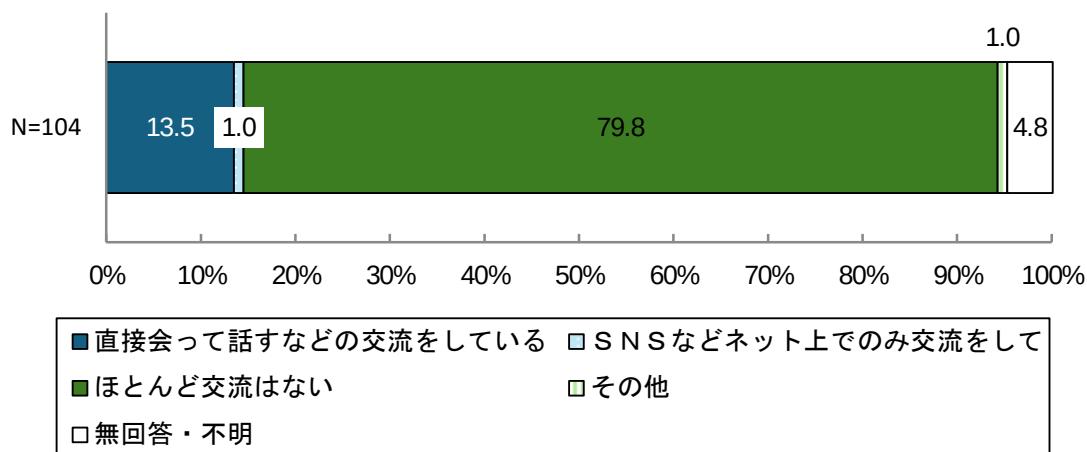
問 本市で現在提供されている療育内容に満足していますか。(○は1つだけ)

「どちらともいえない」が29.8%で最も高くなっています。次いで「やや満足している」が22.1%、「わからない」が18.3%となっています。



問 障害のある子どもを持つ保護者同士の日常的な交流はありますか。(○は1つだけ)

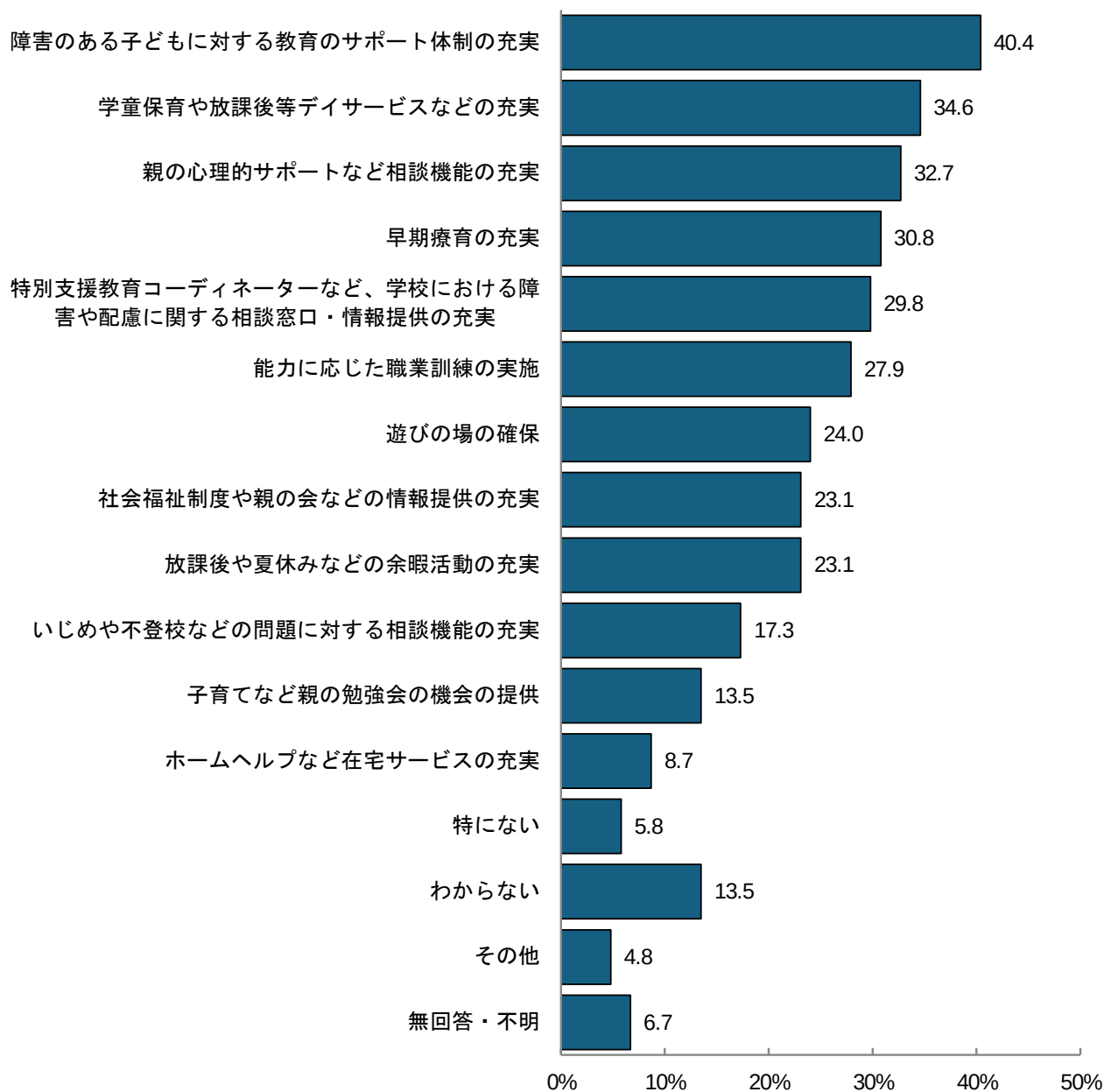
「ほとんど交流はない」が79.8%で最も高くなっています。次いで「直接会って話すなどの交流をしている」が13.5%となっています。



問 子育て環境の充実に向けて必要なものは何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

「障害のある子どもに対する教育のサポート体制の充実」が40.4%で最も高くなっています。次いで「学童保育や放課後等デイサービスなどの充実」が34.6%、「親の心理的サポートなど相談機能の充実」が32.7%となっています。

N=104



(4) 調査からみる課題

① 「親亡き後」と「家族介護」への強い不安(8050 問題の深化)

介助者の実態をみると、「父母・祖父母」が約 45%を占めており、高齢の親が障害のある子を支える「老障介護」の状態にある世帯が多く、介助者自身の病気や体力低下により、日常生活の維持が困難になるリスクが高まっています。介助者の約 2 割が自身の健康状態に不安を感じており、その理由として「持病」や「体力的・精神的な限界」が多く挙げられています。

こうした状況を背景に、将来の不安として「親亡き後の生活」(31.6%)が最も高く、次いで「介助者の高齢化」が挙げられました。

成年後見制度の認知度が低い(「知らない」が過半数)現状も踏まえ、地域移行支援の加速、緊急時の受け入れ体制(ショートステイ等)の拡充、および権利擁護制度の周知・啓発が早急に取り組むべき課題です。

② 災害対策の脆弱性と周知不足

災害時の避難について、3 割以上が「一人で避難できない」と回答し、「わからない」を含めると半数以上が自力避難に不安を抱えています。

一方で、家族不在時に近所に助けてくれる人が「いない」「わからない」との回答が合計で 75%を超えており、地域における「互助・共助」の体制が希薄であることが浮き彫りとなりました。

「個別避難計画」の未認知率(約 85%)の高さも課題であり、計画策定の推進とともに、避難支援者(誰が誰を助けるか)を具体化するためにも、地域コミュニティとの連携強化が求められます。

③ 情報アクセシビリティの充実

情報を受け取る方法として、「LINE等のSNS(38.9%)」が最も高くなっており、電子メールやFAXを大きく上回っています。

従来の広報紙やホームページに加え、プッシュ型の情報発信(LINE 公式アカウントでのセグメント配信など)を強化することで、情報の到達率を高める必要があります。

④ 就労支援:意欲と現実のギャップ

一般就労していない人のうち、「仕事をしたい」または「どちらともいえない(潜在的意欲層)」が合わせて約 6 割存在します。

一方で、就労していない理由として「障害や病気が重い」に次いで、「働くための知識や能力に自信がない」「自分に合った仕事が見つからない」が多く挙げられています。

働く上で必要な配慮として、「障害に対する理解」(47.2%)や「障害に合わせた働き方」(44.1%)が高く、柔軟な勤務体系や職場の意識改革が求められています。

マッチングだけでなく、就労前のプレトレーニング(自信回復、スキル棚卸し)や、超短時間雇用などの多様な働き方の推進が求められています。

⑤ 子ども・発達支援に関する課題

子どもの発達の気がかりを感じた時期は「0歳～1歳6ヶ月」が約 44%と最も多く、早期の気

づきに対するフォローアップ体制（健診後の切れ目ない支援）が重要であることが伺えます。

また、保護者にとって必要な支援として「教育のサポート体制の充実」（40.4%）や「学童・放課後等デイサービスの充実」（34.6%）に加え、「親の心理的サポート」（32.7%）が高くなっています。

子ども本人への療育だけでなく、保護者のメンタルヘルスケアやペアレント・トレーニングなどの家族支援を拡充していくことが求められます。

6 関係団体アンケート調査及びヒアリングからみる課題

障害者支援に関わる関係団体から現場の実態や課題、ニーズを把握するため、市内の障害者関係団体・事業所を対象にアンケート調査及びヒアリングを実施しました。調査結果から見出された主な意見と課題は次のとおりです。

① 利用者や当事者のニーズの変化について

- 高齢化とそれに伴う不安が増加している。利用者や家族の高齢化が進み、特に「親亡き後」に関する心配が増えている。
- 「親亡き後」の最も大きな不安は、金銭面（金銭管理や貯蓄）と居住の場の確保（グループホームなどの終の棲家）に関するものである。
- 「8050 問題」に該当するケースが増えており、家族全体での支援が必要となっている。
- 児童支援分野では、明らかな診断がない「グレーゾーン」の子どもの相談が増え、学齢が上がるにつれて対人関係のトラブルや自己肯定感の低下といった二次的な困りごとが目立ってきている。
- 精神疾患のある利用希望者や、発達特性のある子どもと家族のニーズが量的・質的に大きく増えている。

② 相談支援について

- 制度的な相談支援の枠組みは整いつつあり、計画相談は以前よりスムーズに対応できるようになっている。
- 相談支援専門員の経験値や専門性にばらつきがあり、事業所間で対応の質に大きな差が見られる。
- 基幹相談支援センターが設置されていないため、困難ケースの対応や事業所の枠を超えたタイムリーな相談体制が整っていない。【基幹相談支援センターはアンケート実施時未設置。令和8年度に設置】
- 相談支援専門員の専門研修とケース検討の場の充実が必要である。

③ 障害福祉サービスの充実度について

- サービス内容は多岐にわたり充実してきており、選択肢も増えているが、訪問系、居住系、一部の日中活動系サービスについては量的・質的にさらなる充実が必要である。
- グループホーム（特に日中サービス支援型、包括型、軽度者が入れるホーム）の選択肢の拡充が求められている。
- 居宅ヘルパー（訪問介護）や移動支援の事業所が不足している。
- 医療的ケア児や重度心身障害児の通所・訪問支援の受け入れ先がない。
- 成人期の「放課後」機能（通所サービス終了後の夕方以降の見守りや生活支援）の整備が必要である。

④ 人材確保・育成について

- 慢性的な人材不足と、それに伴う育成時間の不足が中心的な課題である。
- 他産業との賃金格差や報酬制度の制約があり、看護師やリハビリ専門職などの専門職を安

定的に確保することが難しい。

- 業務継続研修や感染症対策研修など必須研修が多いため、独自の人材育成の時間がとりにくい。

⑤ 就労支援について

- 職場定着支援を遂行できる職員が少なく、就労希望職種の選定と就労先とのマッチングが難しい。
- 受け入れてもらえる企業が少なく、障害者雇用への理解が不十分な事業所もある。
- 企業のトップや人事担当者が障害者本人の特性を理解するための地道な研修が必要である。

⑥ 児童支援について

- 支援ニーズが多く、利用希望に対して受け入れ枠が追いつかない。
- 園・学校と事業所が別々に支援している状態になり、保護者が間に入って情報を伝え続ける負担が大きい。
- 乳幼児健診段階からの「地域の発達支援ネットワーク」の構築と、成長段階ごとの支援ガイドラインの整備が必要である。

⑦ 権利擁護・災害時支援について

- 合理的配慮の義務化は進みつつあるが、配慮の線引きが難しいという意見がある。
- 障害者差別解消法の考え方自体を約 7 割の障害者が知らないという調査結果もあり、周知・啓発が求められている。
- 災害時の情報伝達手段の多様化（絵カード、音声など）や、発達特性のある方に配慮した避難所の環境整備が必要である。

■ 課題のまとめ

今回の関係団体アンケート調査・ヒアリングから、本市における障害者支援の現状について、以下の課題が明らかになりました。

第一に、利用者や家族の高齢化と支援ニーズの複雑化が進んでいます。「親亡き後」への不安や「8050 問題」に該当するケースが増加しており、金銭管理や居住の場の確保など、家族全体を視野に入れた包括的な支援が求められています。

第二に、人材不足と専門性の確保が深刻な課題となっています。慢性的な人材不足に加え、他産業との賃金格差により専門職の確保が困難な状況にあります。また、体系的な研修プログラムの整備や、相談支援専門員のスキルアップの機会確保が必要とされています。

第三に、相談支援体制の強化が必要です。相談支援専門員の経験値や専門性にばらつきがあり、困難ケースへの対応や事業所間の連携を支えることが求められています。

第四に、サービス提供基盤の量的・質的充実が必要です。特にグループホームの選択肢拡充、居宅ヘルパーや移動支援の確保、医療的ケア児の受け入れ先の整備、成人期の「放課後」機能の整備などが強く求められています。

第五に、切れ目のない支援体制の構築が課題となっています。園・学校・事業所間の情報共有の仕組みが不十分であり、保護者の負担軽減のためにも、乳幼児期から成人期までをつなぐ「地域の発達支援ネットワーク」の構築が必要とされています。

これらの課題に対応するため、第4期計画では、専門的な人材の育成・確保と、高齢化・重度化に対応するための生活基盤（居住系・訪問系サービス）の量的・質的な拡充を重点的に進めるとともに、共生社会の実現に向けて地域社会や企業における障害者理解の促進と権利擁護の基盤整備を図っていく必要があります。

7 第3期 筑後市障害者基本計画の進捗評価

「第3期 筑後市障害者基本計画」の各施策について、進捗状況の評価を各担当課に対して行いました。

各施策の実施状況について、「十分に実施している」「実施している」「不十分である」「実施していない」の4段階で評価し、「十分に実施している」を3点（A評価）、「実施している」を2点（B評価）、「不十分である」を1点（C評価）、「実施していない」を0点（D評価）として点数化し、評価しました。

（1）各担当課による施策の進捗評価

「第3期 筑後市障害者基本計画」における施策の実施状況を、7つの柱ごとに評価したところ、全体平均は1.96点（B評価）となりました。

施策の柱別にみると、「Ⅲ 生活環境」が2.04点で最も高く、「Ⅴ 雇用・就労」が1.78点で最も低くなっています。

施策	評価点	評価
I 啓発・広報	1.94 点	B
II 生活支援	2.03 点	B
III 生活環境	2.04 点	B
IV 教育・育成	2.03 点	B
V 雇用・就労	1.78 点	B
VI 保健・医療	2.00 点	B
VII 情報・コミュニケーション	1.88 点	B
全体平均	1.96 点	B

【施策分野ごとの詳細評価】

I 啓発・広報（平均 1.94 点）

施策	評価点
(1)差別の防止と理解の促進	2.00 点
(2)関係団体・事業所支援の充実	1.83 点
(3)福祉教育の充実	2.00 点

Ⅱ 生活支援(平均 2.03 点)

施策	評価点
(1)相談支援体制の整備	2.00 点
(2)生活安定施策の周知	2.17 点
(3)居住支援の充実	2.00 点
(4)在宅福祉サービスの充実	2.00 点
(5)外出支援の充実	2.00 点

Ⅲ 生活環境(平均 2.04 点)

施策	評価点
(1)バリアフリー化の推進	2.00 点
(2)防犯対策の推進	2.00 点
(3)防災対策の推進	2.13 点

Ⅳ 教育・育成(平均 2.03 点)

施策	評価点
(1)療育の充実	2.08 点
(2)学校教育の充実	2.00 点
(3)社会教育の充実	2.00 点

Ⅴ 雇用・就労(平均 1.78 点)

施策	評価点
(1)就労移行支援の充実	1.67 点
(2)一般就労の促進	1.67 点
(3)福祉的就労の充実	2.00 点

Ⅵ 保健・医療(平均 2.00 点)

施策	評価点
(1)保健事業の充実	2.00 点
(2)早期発見の強化	2.00 点
(3)医療サービスの充実	2.00 点

Ⅶ 情報・コミュニケーション(平均 1.88 点)

施策	評価点
(1)情報バリアフリー化の推進	1.75 点
(2)情報収集、情報提供の充実	2.00 点

(2)進捗評価のまとめ

第3期計画の進捗評価の結果、全60取組のうち、A評価(十分に実施している)が1取組(1.7%)、B評価(実施している)が56取組(93.3%)、C評価(不十分である)が3取組(5.0%)、D評価(実施していない)が0取組(0%)となりました。全体の95.0%の取組がA評価またはB評価となっており、概ね計画どおりに施策が推進されていると評価できます。

一方で、以下の課題が明らかになりました。

① 雇用・就労分野の強化が必要

「V 雇用・就労」は1.78点と7つの柱の中で最も低い評価となりました。特に「就労移行支援の充実」と「一般就労の促進」がともに1.67点と低く、就労支援体制の強化が課題となっています。関係団体アンケート調査・ヒアリングにおいても、職場定着支援を遂行できる職員の不足や、企業の障害者雇用への理解促進が課題として挙げられており、就労支援の質的向上が求められています。

② 情報バリアフリー化の推進

「情報バリアフリー化の推進」は1.75点と低い評価となっています。令和4年に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、障害者が必要な情報を円滑に取得・利用できる環境の整備が求められています。

③ 相談支援体制のさらなる充実

「相談支援体制の整備」は2.00点(B評価)ですが、関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、相談支援専門員の経験値や専門性のばらつき、基幹相談支援センターの未設置による困難ケースへの対応体制の不足が指摘されています。評価点には表れていない質的な課題への対応が必要です。

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

本市では、第3期計画において「すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり」を基本理念として掲げ、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

この基本理念は、障害者基本法第1条に掲げる「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という考えや、国が目指す「共生社会の実現」という目標を背景としています。

第4期計画では、実態調査や関係団体ヒアリングで明らかになった課題である、利用者・家族の高齢化に伴う「親亡き後」への不安、支援ニーズの複雑化・多様化、人材不足、相談支援体制の強化の必要性等に対応する必要があります。第3期計画の理念を継承し国の福祉施策の方向性を踏まえながら、障害者を地域社会の主体的な参加者として位置づけ、その自己決定が尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の実現を目指します。

障害者差別解消法の改正による合理的配慮の提供義務化や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、法制度の変化を踏まえ、障害者の権利擁護と社会参加の環境整備を一層推進してまいります。

こうした認識のもと、第4期計画では、以下を基本理念として掲げます。

障害のある人もない人も、互いに尊重し、自分らしく生きられるまち

本市は、この基本理念のもと、以下の視点を重視して施策を推進します。

(1)障害者の自己決定の尊重と意思決定支援

障害者本人の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、必要な情報提供や相談支援の充実を図ります。

(2)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

保健、医療、福祉、教育、雇用、まちづくりなど、関連する分野が連携し、障害者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

(3)障害特性等に配慮したきめ細かな支援

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、障害種別や障害特性に応じた適切な支援を提供するとともに、障害者の性別、年齢、生活実態等に応じたきめ細かな配慮を行います。

(4)障害者が安全・安心に暮らせる地域づくり

「親亡き後」への不安や 8050 問題、災害時の支援など、地域生活を支える基盤を整備し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えます。

(5)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

物理的環境のみならず、情報、制度、慣行、観念等のバリアの除去に努め、障害者が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる環境を整備します。

(6)障害者の社会参加を支える人材の育成と確保

専門的人材の育成・確保を図るとともに、地域住民の理解促進と支え合いの意識の醸成に努め、障害者の社会参加を支える人的基盤を強化します。

2 重点的に取り組む課題

本計画における「重点的に取り組む課題」は、計画期間において特に優先的かつ重点的に推進するテーマとして位置づけるものです。

本章に掲げる重点課題は、第4章の分野別施策を横断的に結び付け、計画期間において優先的に推進するテーマです。分野ごとの個別施策を有機的に連携させることで、施策の実効性を高めます。

障害のある人がライフステージを通じて地域で安心して暮らし続け、社会参加を実現していくためには、個別分野ごとの取組に加え、人生の各段階に応じた切れ目のない支援体制の構築が必要です。こうした観点から、次の3項目を重点的に取り組む課題として設定します。

「育ち、働き、地域で暮らし続けられるまち」ということを基本的な考えとして、包括的に取組を進めていきます。

重点課題1 切れ目のない子ども・発達支援の充実

■ 重点課題の背景

子育て環境の充実に必要なこととして「障害のある子どもに対する教育のサポート体制の充実」(40.4%)、「学童保育や放課後等デイサービスなどの充実」(34.6%)、「親の心理的サポートなど相談機能の充実」(32.7%)が高くなっています。発達の気がかりを感じた時期は「0歳～1歳6ヶ月」が約4割と最も多く、早期の気づきに対するフォローアップが重要です。関係団体アンケート・ヒアリングでは移行期の情報提供の不足や機関連携の課題が指摘されており、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援体制の構築が求められています。

■ 取組の方向性

乳幼児期から成人期までの縦断的支援を展開するため、以下の4つの方向から取組を進めます。

(1) 早期発見・早期支援体制の強化

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築

(3) 関係機関の連携強化

(4) 家族支援の充実

■ 対応施策(第4章との関連)

第4章の以下の施策を重点的に推進します。

- ・施策Ⅱ-(1)「相談支援体制の強化」
- ・施策Ⅳ-(1)「早期発見・早期支援体制の強化」
- ・施策Ⅳ-(2)「療育支援の充実」
- ・施策Ⅳ-(3)「学校教育の充実」
- ・施策Ⅳ-(4)「切れ目のない支援体制の構築」
- ・施策Ⅳ-(5)「家族支援の充実」

重点課題2 多様な働き方を支える就労支援の強化

■ 重点課題の背景

一般就労していない人のうち、「仕事をしたい」または「どちらともいえない(潜在的意欲層)」が合わせて約6割存在します。就労していない理由として「働くための知識や能力に自信がない」「自分に合った仕事が見つからない」が多く挙げられています。働く上で必要な配慮として「障害に対する理解」(47.2%)、「障害に合わせた働き方」(44.1%)が高く、柔軟な勤務体系や職場の意識改革が求められています。就労は障害者が自身の能力を発揮し、社会参加を実現する重要な機会であり、一人ひとりの状況に応じた多様な働き方の支援が必要です。

障害のある人がその特性や希望に応じた多様な働き方を選択し、地域社会の一員として活躍できる環境を整備することが重要です。一般就労の促進のみならず、就労定着支援や福祉的就労の充実、テレワーク等の柔軟な働き方の推進など、段階に応じた支援を強化します。

■ 取組の方向性

就労支援を多角的に展開するため、以下の4つの方向から取組を進めます。

(1) 就労前支援の充実

(2) 職場における障害理解の促進

(3) 多様な働き方の推進

(4) 就労定着支援の強化

■ 対応施策(第4章との関連)

第4章の以下の施策を重点的に推進します。

- ・ 施策V-(1)「就労支援体制の強化」
- ・ 施策V-(2)「一般就労の促進」
- ・ 施策V-(3)「福祉的就労の充実」

重点課題3 親亡き後を見据えた地域生活支援の強化

■ 重点課題の背景

介助者の不安として「親亡き後のこと」が31.6%と最も高く、次いで「介助・支援をする家族自身の高齢化」が22.2%となっています。介助者の約45%が「父母・祖父母」であり、老障介護の構造が顕在化しています。関係団体ヒアリングでは「8050問題に該当するケースが顕著に増加」「親亡き後の最も大きな不安は、金銭面と居住の場の確保」との指摘がありました。また、成年後見制度について「知らない」が過半数を超えており、権利擁護制度の周知不足も深刻です。親が元気なうちから将来を見据えた準備を進め、本人が安心して地域で暮らし続けられる体制整備が急務です。

こうした状況を踏まえると、親が支援の中心となっている現状から、地域全体で支える体制へと転換を図る必要があります。特に重要なのは、親が元気なうちから将来を見据えた準備を進める「予防的支援」の視点です。将来の生活設計、住まいの確保、経済的基盤の整理、意思決定支援体制の整備などを段階的に進めることにより、本人が安心して地域で暮らし続けられる環境を構築する必要があります。

■ 取組の方向性

誰もが安心して地域で生活できるよう、以下の4つの方向から取組を進めます。

(1) 相談支援体制の充実

(2) 地域生活移行・定着支援の推進

(3) 緊急時の受け入れ体制の整備

(4) 権利擁護と意思決定支援の推進

■ 対応施策(第4章との関連)

第4章の以下の施策を重点的に推進します。

- ・ 施策Ⅱ-(1)「相談支援体制の強化」
- ・ 施策Ⅱ-(2)「権利擁護の推進」
- ・ 施策Ⅱ-(3)「居住支援の充実」
- ・ 施策Ⅱ-(4)「在宅福祉サービスの充実」
- ・ 施策Ⅳ-(5)「家族支援の充実」
- ・ 施策Ⅶ-(2)「コミュニケーション支援の充実」

3 計画体系

基本理念

障害のある人もない人も、互いに尊重し、自分らしく生きられるまち

重点課題

重点課題1 切れ目のない子ども・発達支援の充実

重点課題2 多様な働き方を支える就労支援の強化

重点課題3 親亡き後を見据えた地域生活支援の強化

分野横断的な連携

I	啓発・広報	(1) 障害者への理解促進と差別解消の推進 (P55) (2) 地域における共生意識の醸成 (P57) (3) 福祉教育の充実 (P58) (4) 関係団体・事業所への支援 (P59)
II	生活支援	(1) 相談支援体制の強化 (P60) (2) 権利擁護の推進 (P63) (3) 居住支援の充実 (P64) (4) 在宅福祉サービスの充実 (P65) (5) 外出・移動支援の充実 (P66) (6) 経済的支援と生活安定施策の推進 (P67)
III	生活環境	(1) ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進 (P68) (2) 防犯対策の推進 (P70) (3) 防災・災害時支援体制の強化 (P71)
IV	教育・育成	(1) 早期発見・早期支援体制の強化 (P73) (2) 療育支援の充実 (P74) (3) 学校教育の充実 (P75) (4) 切れ目のない支援体制の構築 (P77)【新規】 (5) 家族支援の充実 (P78)【新規】 (6) 社会教育・生涯学習の推進 (P79)
V	雇用・就労	(1) 就労支援体制の強化 (P80) (2) 一般就労の促進 (P82) (3) 福祉的就労の充実 (P84)
VI	保健・医療	(1) 保健事業の充実 (P85) (2) 医療サービスの充実 (P86) (3) 精神保健福祉の推進 (P87) (4) 難病患者への支援 (P88)【新規】
VII	情報・コミュニケーション	(1) 情報アクセシビリティの向上 (P89) (2) コミュニケーション支援の充実 (P90) (3) 情報提供・相談窓口の充実 (P91)

第4章 障害者施策の展開

I 啓発・広報

(1) 障害者への理解促進と差別解消の推進

■ 現状と課題

令和6年4月に障害者差別解消法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となりました。合理的配慮とは、障害者が他の人と平等に権利を行使できるよう、社会の側で状況に応じた必要な配慮や変更を行うことです。

実態調査では、障害を理由とした差別や不当な扱いによって嫌な思いや不便を「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した人が27.1%と高くなっています。特に、知的障害者や精神障害者保健福祉手帳所持者において、差別や偏見を感じる割合が高くなっています。

また、民間施設における合理的配慮について、肯定的意見（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）は22.6%、公共施設についても32.0%にとどまっており、さらなる取組の推進が求められています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、合理的配慮の義務化は進みつつあるものの、職員と利用者間で理解が困難なケースが現存しており、配慮の線引きが難しいという意見があります。また、法制度の趣旨や内容について、市民・事業者への周知・啓発が不十分であるとの指摘もあります。

障害者虐待防止法に基づく虐待防止の取組や、権利擁護に関する意識啓発も引き続き重要な課題です。

■ 取組

障害者差別解消法の周知・啓発を進めるとともに、市民に対して障害に関する正しい理解を促進し、差別のない共生社会の実現を目指します。

番号	施策名	内容	担当課
I-(1)-1	障害者に対する理解の促進	様々な媒体を通じて、市民へ障害に関する情報をわかりやすく発信し、障害者に対する理解を促進します。	総務広報課 地域包括支援センター 福祉課
I-(1)-2	障害者差別解消法の周知・啓発	障害者差別解消法や合理的配慮について、市民や事業者への周知・啓発を進めます。また、市職員に対する研修を実施します。	市長公室 福祉課
I-(1)-3	障害者の権利擁護の推進	障害者虐待防止法に基づく虐待防止の取組を推進するとともに、権利擁護や人権侵害に関する啓発・周知を行います。	福祉課

番号	施策名	内容	担当課
I-(1)-4	ヘルプマーク・カードの普及促進	外見からは分からなくても援助を必要とする人が、周囲に配慮を求めやすくなるよう、ヘルプマーク等の普及と適切な対応方法を啓発します。	福祉課

(2) 地域における共生意識の醸成

■ 現状と課題

実態調査では、地域の方とのつきあいについて「親しくお付き合いしているお宅がある」が 5.7%、「会えばあいさつする程度」が 38.5%となっており、一定の地域交流が行われています。しかし、「つきあいがほとんどない」と回答した人が 26.4%おり、地域とのつながりが希薄な人も一定数存在しています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、障害者の高齢化や単身世帯の増加に加え、いわゆる「8050 問題」による家族の孤立が深刻な課題として指摘されています。

地域で障害者が不安なくいきいきと生活するためには、障害のある人となない人との交流機会を拡大し、地域住民の障害理解を深めることが重要です。そのきっかけともなるよう、障害者が地域活動や行事に参加しやすい環境づくりを進める必要があります。

■ 取組

地域住民と障害のある人が交流し、相互理解を深める場をつくるとともに、地域全体で支え合う意識を醸成し、誰もが自分らしく暮らせる共生社会を目指します。

番号	施策名	内容	担当課
I-(2)-1	交流機会の拡大	地域の小中学校と特別支援学校の児童生徒との交流機会を積極的に促進します。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流については、豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を踏まえた上で促進します。	学校教育課
I-(2)-2	地域活動への参加促進	障害者が地域の行事やイベント、ボランティア活動などに参加しやすい環境づくりを進めます。地域のイベントやボランティア活動への障害者の参加を促進し、住民と直接触れ合う機会を増やすことで、相互理解を深めます。	協働推進課 福祉課

(3)福祉教育の充実

■ 現状と課題

障害者に対する理解を促進するためには、子どもの頃から障害について学び、障害のある人とな
い人が共に学び、共に育つ環境を整えることが重要です。子どもたちが、障害のある人と共に学び、
活動する経験を通じて、多様性を認め合う感性を育むことが、将来にわたる共生社会の土台となり
ます。

学校教育だけでなく、地域や家庭においても、福祉について学び、考える機会を継続的に提供す
ることが大切です。学校教育においては、特別支援学級と通常学級との日常的な交流や、インクル
ーシブ教育の推進が求められています。また、人権教育の中で障害者問題について学ぶ機会を提供
することも必要です。

■ 取組

学校教育や社会教育の場において、障害に関する理解を深める福祉教育を推進します。

番号	施策名	内容	担当課
I-(3)-1	インクルーシブ教育 の推進	学校教育において、障害のある子どもとな い子どもが共に学ぶ環境づくりを推進しま す。発達段階に応じた障害理解教育や人 権教育の充実を図るとともに、適切な交流 及び共同学習、当事者による講話等を通 じて、相互理解を深める機会の拡充に努 めます。	学校教育課
I-(3)-2	人権教育による啓発	人権セミナー等を活用し、人権教育の中で 障害者問題について啓発します。また、障 害の社会モデルの考え方や合理的配慮 の理解促進に努めます。	人権・同和教育課
I-(3)-3	地域住民への福祉 学習機会の拡充	地域における出前講座や学習会、啓発イ ベント等を通じて、市民が障害や共生社会 について学ぶ機会を拡充します。誰もが地 域の担い手として支え合える環境づくりを 推進します。	福祉課

(4) 関係団体・事業所への支援

■ 現状と課題

障害者関係団体や事業所は、障害者の社会参加を促進し、地域における障害理解を深める上で重要な役割を担っています。これらの団体が実施する啓発・広報活動や各種イベントを支援することで、障害のある人となない人との交流機会の拡大につながります。

また、筑後市地域自立支援協議会は、障害者支援に関わる関係機関・団体のネットワーク構築と連携強化の場として機能しています。各部会の活動を活発化させ、連携を強化していくことが求められています。

■ 取組

関係団体・事業所が行う活動を支援するとともに、自立支援協議会の活動を推進します。

番号	施策名	内容	担当課
I-(4)-1	団体等が実施する活動に対する支援	関係機関・団体が行う啓発・広報活動や各種イベントに関する広報や実施の支援を行います。	福祉課
I-(4)-2	自立支援協議会の活動の推進	筑後市における地域自立支援協議会の活動を活発化させ、各部会の連携を強化していきます。	福祉課

Ⅱ 生活支援

(1) 相談支援体制の強化

■ 現状と課題

障害のある人が安心して地域で暮らすためには、日常の困りごとを気軽に相談でき、適切な情報提供や助言を受けられる相談支援体制が不可欠です。

実態調査では、相談相手として「家族や親せき」を選択する人が 67.7%と最も多く、「行政機関の相談窓口」(4.7%)や「相談支援事業所などの民間の相談窓口」(11.9%)に相談すると回答した人は少ない結果となりました。

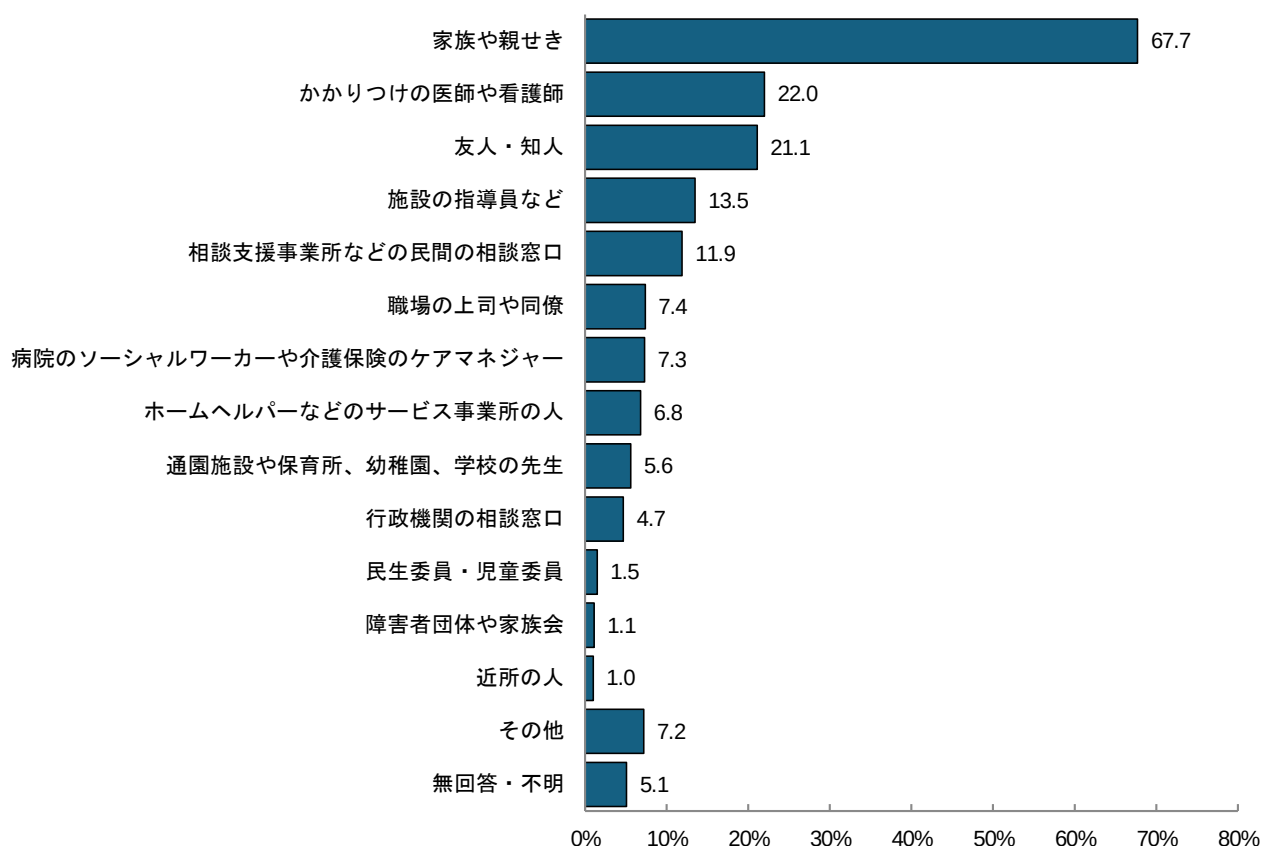
一方で、市役所や相談支援事業所などの相談窓口の利用状況については、「現在利用している」が 28.4%、「今は利用していないが今後は利用したい」が 39.3%となっており、相談窓口への潜在的ニーズが高いことがうかがえます。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、相談支援の枠組みは整いつつあるものの、相談支援専門員の経験値や専門性にばらつきがあり、事業所間で対応の質に差が見られるという課題が指摘されています。また、困難ケースへの対応や事業所の枠を超えたタイムリーな相談体制が整っていないことも課題です。

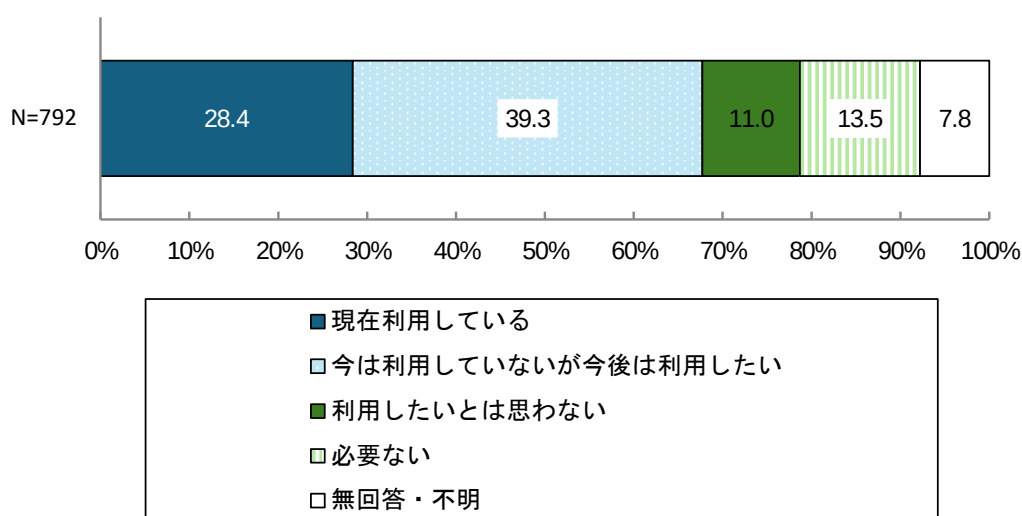
また、全てのライフステージにおける一貫した支援に向けて、教育、福祉、保健・医療等の関係機関の連携を図り、状況共有の仕組みづくりが必要です。

■ あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

N=792



■ 市役所や相談支援事業所などの相談窓口を利用していますか。



■ 取組

親亡き後を見据えた予防的な相談支援を強化するとともに、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。また、切れ目のない子ども・発達支援の実現に向けて、ライフステージに応じた一貫した相談支援体制を整備します。

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(1)-1	障害者相談支援体制の整備	委託相談支援事業所や地域生活支援拠点との連携を密にし、障害者がより相談しやすい体制を整えます。	福祉課
Ⅱ-(1)-2	障害者相談支援事業の充実	市内の特定相談支援事業所等で構成する「自立支援協議会相談部会」の活動を充実させ、他の部会や関係機関との連携を深め、相談支援事業の質を高めます。また、家族や周りの方に対する相談支援についても引き続き実施します。	福祉課
Ⅱ-(1)-3	相談支援専門員の育成と質向上	研修会や事例検討会を定期的を開催し、相談支援専門員のアセスメント能力の向上と専門性の平準化を図ります	福祉課
Ⅱ-(1)-4	基幹相談支援センターの運営と機能強化	基幹相談支援センターを相談支援体制の中核として運営し、困難ケースへの専門的対応や相談支援事業所への助言・指導、研修の実施を通じて支援の質の向上を図ります。あわせて、関係機関との連携を強化し、地域全体の相談支援機能を高めます。	福祉課
Ⅱ-(1)-5	関係機関との連携	教育、福祉、保健、医療等の関係機関の連	福祉課

番号	施策名	内容	担当課
	強化	携を図り、全てのライフステージにおける一貫した支援に向け、状況共有の仕組みづくりを進めます。	

(2) 権利擁護の推進

■ 現状と課題

実態調査では、成年後見制度について「知っている」が38.6%にとどまり、「知らない」が52.9%と過半数を占めています。金銭管理を含めた成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知をより一層図っていく必要があります。

近年、自身で金銭を管理することが難しい障害者が増加しています。関係団体ヒアリングでも、金銭管理への対応に困っているという意見が出ています。

成年後見制度についても、「お金を盗られる」といった誤解や制度の複雑さがあり、啓発活動が必要です。また、本人の意思を尊重した支援の推進、虐待防止に関する早期発見と介入体制の強化も求められています。

■ 取組

成年後見制度等の権利擁護制度の周知・啓発を進めるとともに、虐待防止の取組を推進します。

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(2)-1	成年後見制度等の周知と利用支援	社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業や、成年後見制度を周知します。また、相談業務の際に利用を希望する方への利用支援も実施します。	地域包括支援センター 福祉課
Ⅱ-(2)-2	障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止法に基づく虐待防止の取組を推進し、早期発見・早期対応の体制を強化します。	福祉課
Ⅱ-(2)-3	意思決定支援の推進	本人の意思を尊重した支援が行われるよう、支援者に対する意思決定支援のガイドラインの周知や研修を実施します。	地域包括支援センター 福祉課

(3) 居住支援の充実

■ 現状と課題

実態調査では、地域で生活を営むために必要な支援として「障害に対応した住居の確保」が 16.3%、「グループホームが利用できること」が 6.3%となっています。

関係団体ヒアリングでは、グループホーム(特に日中サービス支援型、包括型、軽度者が入れるホーム)の選択肢の拡充が強く求められています。「親亡き後」の最も大きな不安として、金銭管理とともに居住の場の確保(グループホームなどの終の棲家)が挙げられており、地域生活を支える居住系サービスの充実が重要な課題となっています。

■ 取組

障害者が地域で安心して暮らせる住まいの確保を支援します。

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(3)-1	居住系サービスの充実	充実すべきサービス・不足しているサービスについての情報提供を行い、社会福祉法人等と連携して居住系サービスの充実を図ります。	福祉課
Ⅱ-(3)-2	地域生活移行支援の推進	施設入所者や入院患者の地域生活への移行を支援します。体験利用等による段階的な移行支援を実施します。	福祉課

(4) 在宅福祉サービスの充実

■ 現状と課題

実態調査では、地域で生活を営むために必要な支援として「自分に合った福祉のサービスを選択できること」が24.7%と高く、「自宅以外に過ごす場所があること」が18.2%となっています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、訪問系サービスについて居宅ヘルパー（訪問介護）の不足が指摘されており、利用者が必要とする時間帯が重なるためサービス提供が困難な場合があること、男性の訪問介護員が不足していることが課題となっています。

また、通所サービス終了後の夕方以降の見守りや生活支援の整備が強く必要とされています。

■ 取組

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、訪問系・日中活動系サービスの充実を図ります。

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(4)-1	訪問系・日中活動系等サービスの充実	適切な在宅福祉サービスを提供できるように、事業者と協力・連携して、訪問系サービスや日中活動系サービス・共生型サービスの充実を図ります。	福祉課
Ⅱ-(4)-2	地域生活支援事業の充実	日中一時支援事業や日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業の充実を図ります。	福祉課
Ⅱ-(4)-3	緊急時の受け入れ体制の整備	地域生活支援拠点等の機能を活用した緊急時対応の体制強化を図ります。	福祉課

(5)外出・移動支援の充実

■ 現状と課題

障害者の社会参加を促進するためには、外出・移動の支援が不可欠です。関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、移動支援・通院等介助の事業所が不足していることが指摘されています。

また、文化芸術、スポーツ、社会活動などへの参加のためには、移動の支援や同行援護が不可欠であり、移動支援があれば地域のイベントや活動に安全かつ安心して参加でき、生活の質の向上につながるとの意見があり、さらなる取組の強化が求められています。

■ 取組

障害者の外出・移動を支援し、社会参加の促進を図ります。

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(5)-1	移動支援事業の充実	地域生活支援事業の「移動支援事業」の周知や利用促進を図ります。また、福祉タクシー助成制度として「助成券」の発行を実施します。	福祉課
Ⅱ-(5)-2	自動車運転免許取得・改造助成事業の実施	障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用の一部を助成します。	福祉課
Ⅱ-(5)-3	公共交通機関との連携	JR・バスなどの公共交通機関に対して、障害者に対する利用料割引制度の維持や割引額増額などについて理解・協力を求めています。また、車両や駅舎等の利便性向上に取り組めます。	福祉課

(6) 経済的支援と生活安定施策の推進

■ 現状と課題

実態調査では、地域で生活を営むために必要な支援として「経済的な負担の軽減」が46.1%で最も高くなっており、障害者にとって経済的支援が重要な課題であることが示されています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、金銭管理ができない人が増加しており、お金を計画的に使うことができず生活基盤が立てられない人が増えているとの指摘がありました。金銭的に切迫している人が多く、成年後見制度につないだほうが良いようなケースもあるが、金銭的・回数的な問題やタイミング等もありなかなか結びつかないこともあるとの意見がありました。

障害基礎年金や特別障害者手当などの年金・手当制度、各種割引制度について、引き続き周知を図り、障害者の経済的負担の軽減を支援していく必要があります。

■ 取組

障害者の経済的負担を軽減するため、各種制度の周知と利用促進を図ります。

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(6)-1	年金・手当制度の周知	「障害年金ガイド」や「福祉のしおり」を活用し、各種制度を周知します。	福祉課
Ⅱ-(6)-2	各種割引制度の周知	障害者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知します。また、NHK放送受信料等の割引制度を周知し、活用の促進を図ります。	福祉課 税務課

Ⅲ 生活環境

(1)ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

■ 現状と課題

実態調査では、「まちなかの道路や公共施設、建物などのバリアフリー化が進んでいると思いますか」という質問に対し、肯定的意見(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)は20.8%となっており、一定の評価を得ている一方で、さらなる推進が求められています。

また、実態調査の自由意見としても、バリアフリーの推進を求める意見が多く寄せられており、障害者からの関心も高い部分となっています。

バリアフリーとは、物理的な段差の除去だけでなく、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去を行うことを意味します。また、ユニバーサルデザインとは、障害の有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい施設、製品、情報をデザインすることです。

本市では、「筑後市福祉のまちづくり条例」を平成15年に制定し、バリアフリーのまちづくりを進めています。ハード面だけでなく、ソフト面に関するバリアフリーの推進への取組も求められています。

■ 取組

道路や公共施設等の計画的なバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進め、障害の有無にかかわらず誰もが安全に安心して移動・利用できる環境を整備します。

番号	施策名	内容	担当課
Ⅲ-(1)-1	ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した公共施設等の整備	「福祉のまちづくり条例」に則し、以下の取組を行います。 (公共的施設等) 市が管理している公共的施設等のうち、バリアフリー対応が終了しているものについては適正な保全に努め、対応が終了していないものについては計画的に改修・整備するとともに、改修等が終了するまでの間は安全性への配慮に努めます。また、道路や通路の段差解消など歩行動線のバリアフリー化に努めます。 (市庁舎) 現本庁舎については、バリアフリーに配慮した維持補修を行います。新庁舎建設においては、ユニバーサルデザインを取り入	契約管財課 庁舎建設推進室 商工観光課 都市対策課 道路課 社会教育課

		れ、様々な利用者に配慮したものとなるよう努めます。また、東庁舎や敷地内駐車場についても同様の視点で整備していきます。	
Ⅲ-(1)-2	ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した市営住宅の整備	市営住宅の新設時や建替え時には、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点を取り入れます。また、既存の市営住宅については、障害者や高齢者に配慮した改善を進めていきます。	都市対策課
Ⅲ-(1)-3	ユニバーサルデザインの普及啓発	ハード面だけでなく、ソフト面に関するバリアフリーの推進への取組を検討し、「ユニバーサルデザイン」や「合理的配慮」が推進されるよう周知や啓発を行います。	福祉課

(2)防犯対策の推進

■ 現状と課題

実態調査では、「防犯の観点から、障害者が安心して暮らせる環境が整っていると思いますか」という質問に対し、肯定的意見は 8.0%と低く、「どちらともいえない」が 49.5%となっています。障害者が安心して暮らせる防犯環境の整備が求められています。

障害者は、犯罪の被害に遭いやすい傾向があり、また被害に遭った場合でも適切に助けを求めることが困難な場合があります。障害者の犯罪被害防止のために、防犯意識の浸透を図るとともに、地域における見守り体制を強化していく必要があります。

また、消費生活におけるトラブルや悪質商法などから障害者を守るため、消費生活相談の利用促進や被害防止のための情報提供・啓発も重要です。

■ 取組

障害者が犯罪被害に遭わないよう、地域の防犯体制を強化します。

番号	施策名	内容	担当課
Ⅲ-(2)-1	関係団体との連携による防犯対策の推進	警察、防犯協会、地域の防犯組織、サービス事業所等と連携して、障害者をはじめ地域住民の犯罪被害防止と犯罪を起こさせないための支援を行います。	防災安全課 福祉課
Ⅲ-(2)-2	地域による見守り活動の強化	孤立しがちな世帯について、自治会、民生委員・児童委員等と連携しながら地域で見守る体制を推進します。また、対応の際は分野横断的に連携して対応します。	協働推進課 高齢者支援課 地域包括支援センター 福祉課
Ⅲ-(2)-3	消費生活相談の充実	商品やサービス契約時のトラブルや悪質商法等について、消費生活相談の周知および利用促進を図ります。また、高齢者や障害者の消費者被害防止に向けた情報提供および啓発に努めます。	消費生活センター

(3)防災・災害時支援体制の強化

■ 現状と課題

実態調査では、災害時に一人で避難できるかについて、「できる」が39.9%、「できない」が32.4%、「わからない」が24.7%となっており、約6割の方が自力避難に不安を抱えています。障害種別では、療育手帳所持者の52.3%が「できない」と回答し、過半数が困難を感じています。

また、家族不在時に近所に助けてくれる人が「いない」「わからない」との回答が合わせて約75%に上り、地域における「共助」の体制が希薄な状況です。

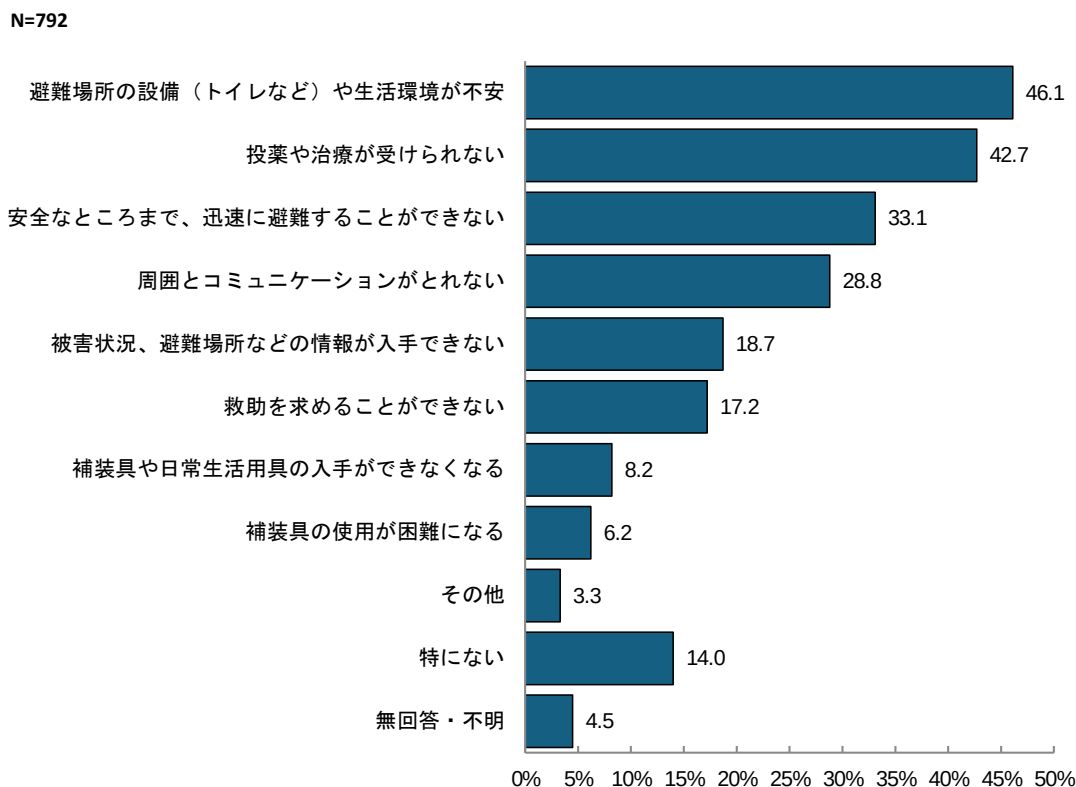
災害時の困りごととしては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が46.1%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が42.7%、「安全なところまで迅速に避難することができない」が33.1%となっています。

個別避難計画については「知らない」が84.7%と大半を占め、計画の認知度向上と策定推進が急務です。施策の評価をみると、災害時の避難環境整備について否定的意見が41.8%と高くなっています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、災害時の情報伝達の難しさが大きな課題として指摘されています。通常のアンケートや通知物では内容を理解できない人が多いため、情報伝達手段の多様化（絵カード、音声など）が必要とされています。また、避難所の環境（音・光・におい・人の多さ）が発達特性のある人にとって大きな負担になる可能性があり、静かなスペースや安心できる場所の確保が課題です。

個別避難計画の策定推進と周知、福祉避難所の充実、災害時の情報提供体制の多様化、防災訓練への障害当事者の参画促進など、実効性のある支援体制の構築が必要です。

■ 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。



■ 取組

障害者が災害時に安全かつ迅速に避難でき、避難所においても適切な支援を受けられるよう、防災意識の啓発、個別避難計画の策定推進や指定避難所の環境整備に取り組みます。

番号	施策名	内容	担当課
Ⅲ-(3)-1	災害時の情報発信	災害時の事前準備や状況把握、事前避難につなげるために、「防災ガイドブック」や「筑後市防災ポータルサイト」など各種ツールの活用を推進します。また、災害時には様々な情報発信媒体を通じて広く市民に情報発信します。	防災安全課 高齢者支援課 福祉課
Ⅲ-(3)-2	防災知識の普及	障害者団体、事業所等を通じて、また地域での避難訓練等を通じて、自助、共助、公助など防災知識の普及に努めます。	防災安全課 消防警防課 福祉課
Ⅲ-(3)-3	個別避難計画の策定推進	障害者をはじめ、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定を推進します。	防災安全課 福祉課
Ⅲ-(3)-4	指定避難所の環境整備	災害時に障害者をはじめ要配慮者が安心して避難できるよう、障害特性に配慮した避難所環境の充実・改善に努めます。	防災安全課 福祉課

IV 教育・育成

(1) 早期発見・早期支援体制の強化

■ 現状と課題

実態調査では、子どもの発達の気がかりを感じた時期として「0歳～1歳6ヶ月」が約44.2%と最も多く、また、子育て環境の充実に必要な支援として、「早期療育の充実」が30.8%となっており、早期からの切れ目のないフォローアップ体制の構築が求められています。

障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を行い、障害児ができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、医療、教育、行政等の障害児に関わる各機関との情報の共有化や連携を図ることが重要です。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、発達相談や児童発達支援など支援の「入口」が以前より整ってきたことや、早期発見が進み療育を受け始める年齢が若年化したことが評価されています。一方で、5歳児健診を通じて就学前の課題を官民で共有・連携する仕組みの必要性や、妊娠・乳幼児期から成人期までどこに相談すればよいかが一目でわかる「見える化」が求められています。

■ 取組

障害の早期発見・早期支援体制を強化し、切れ目のない支援を提供します。

番号	施策名	内容	担当課
IV-(1)-1	乳幼児健診・健康相談の充実	乳幼児健診や健康相談を通じて、障害の早期発見・早期対応に努めます。5歳児健診の活用を含め、就学前の支援体制を強化します。	こども家庭サポートセンター
IV-(1)-2	早期療育への迅速な対応	障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を行い、障害児ができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、医療、教育、行政等の関係機関との情報共有化や連携を図ります。	こども家庭サポートセンター 福祉課
IV-(1)-3	療育・教育相談に関する広報の充実	障害児に関わる療育・教育相談等について、様々な機会を通じて周知します。また、関係機関で連携し、相談窓口への適切な繋ぎを実施します。	こども家庭サポートセンター 学校教育課 福祉課

(2)療育支援の充実

■ 現状と課題

障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を行い、障害児ができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられる体制の整備が重要です。

実態調査では、現在提供されている療育内容への満足度は、満足と感じている割合が33.6%、不満と感じている割合が13.5%、「どちらともいえない」が29.8%となっており、更なる充実が求められています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、利用希望に対して受け入れ枠が不足していることや、職員のスキルアップ機会の確保が課題として指摘されています。また、市内の児童が柳川療育センターに依存している現状があり、市内で診断・療育が完結できる体制の整備が求められています。保護者支援においては、「できない・不適切」に注目しがちな傾向に対し、「できること」「強み」を活かす視点での関わりを促す支援の重要性が指摘されています。

今後は、早期発見・早期療育体制の強化、療育サービスの量的・質的拡充、専門人材の育成、そして家族支援の充実が必要です。

■ 取組

児童発達支援センターや各事業所における支援員の専門性を向上させ、一人ひとりの子どもの特性や強みに着目した質の高い療育を提供します。

番号	施策名	内容	担当課
IV-(2)-1	児童発達支援・放課後等デイサービスの充実	障害児に対する児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図り、発達の土台を育てる専門的な支援を提供します。また、サービスの質の向上を図るため、職員の研修機会の確保を支援します。	福祉課
IV-(2)-2	障害児保育等の充実	障害のある子どもを保育所や学童保育所で受け入れることができるように体制整備に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、保育内容の充実を図ります。	児童・保育課
IV-(2)-3	療育従事者の専門性向上	地域自立支援協議会を通じ、研修会や事例検討会を開催し、アセスメント能力の向上やストレングス視点の支援計画作成を推進します。	福祉課

(3) 学校教育の充実

■ 現状と課題

実態調査では、「障害児が学校で必要な支援を受けやすくなっている」との肯定的評価は 24.8% で全施策中最も高くなっていますが、約 4 分の 3 は「どちらともいえない」または否定的な評価となっており、更なる充実が必要です。また、「学校や地域での福祉教育が充実している」との肯定的評価は 21.9%にとどまっています。

子育て環境の充実に必要な支援として、「障害のある子どもに対する教育のサポート体制の充実」が 40.4%で最も多く、「特別支援教育コーディネーターなど学校における相談窓口・情報提供の充実」も 29.8%と高くなっています。保護者からは、一人ひとりの障害特性に応じた配慮や、周囲の児童生徒・保護者の理解促進を求める声が多く寄せられています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、学校によって連携への取組に温度差があることや、教員異動によって連携の継続性が損なわれるケースが指摘されています。保育所等訪問支援を通じた園・学校との情報共有がうまく機能している事例もある一方、学校によっては福祉サービスへの理解不足や事業所と学校のコミュニケーション不足による弊害も見受けられています。

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の一層の充実、合理的配慮の提供、教職員の専門性向上、そして福祉・医療・教育の連携強化により、障害のある子どもが安心して学べる環境整備が必要です。

■ 取組

障害のある児童生徒が、その能力を最大限に発揮できるよう、学校における指導体制を充実させるとともに、バリアフリー化等の教育環境の整備を進めます。

番号	施策名	内容	担当課
IV-(3)-1	教育相談、教育支援体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害のある児童生徒個々の実態に即した就学を基本とし、本人、保護者の意向を尊重しながら就学支援を行います。また、関係機関と連携し、専門的な意見を取り入れ適切な学校生活上の支援ができるよう努めます。	学校教育課
IV-(3)-2	特別支援教育支援員の配置と専門性の向上	教育上特別の支援を要する児童生徒に対し、特別支援教育支援員を適切に配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校生活上の支援を行います。また、支援員の専門性向上のための研修機会を確保します。	学校教育課

番号	施策名	内容	担当課
IV-(3)-3	学校施設のバリアフリー化・合理的配慮の推進	学校施設について、障害のある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、バリアフリー化を計画的に進めます。また、個々の教育的ニーズに応じ、合理的配慮の適切な提供が行われるよう、校内体制の整備や教職員の理解促進を図ります。	学校教育課 教育総務課

(4)切れ目のない支援体制の構築【新規】

■ 現状と課題

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、園・学校と事業所がそれぞれ独立して支援を行っており、情報共有の方法が統一されていないことから、保護者が機関間の調整役となり、情報を伝達し続ける負担が生じているとの指摘がありました。

また、就学・進学などの移行期において、必要な支援情報の引継ぎが十分に行われていない場合や、提供された情報が十分に活用されていない事例も見られます。特に、18歳以降の支援体制への移行においては、支援の継続性の確保が課題となっています。

乳幼児期から学齢期、成人期へと切れ目なく支援がつながる体制づくりが求められており、関係機関がゆるやかにつながる「地域の発達支援ネットワーク」の構築が必要です。また、各関係機関が支援情報を適切に引き継ぎ、乳幼児期から成人期まで継続的な支援がつながる体制の整備が求められています。

■ 取組

各関係機関が情報を円滑に共有・活用できるよう連携し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を提供できる体制を整えます。

番号	施策名	内容	担当課
IV-(4)-1	児童関係機関の連携強化	乳幼児健診の段階から、保育所、児童発達支援、学校、相談支援などがつながり合える「地域の発達支援ネットワーク」化を目指し、関係機関の連携を強化します。	こども家庭サポートセンター 学校教育課 福祉課
IV-(4)-2	情報共有・引継ぎ体制の整備	就学、進学、就労等のライフステージの移行期において支援が途切れることのないよう、関係機関と連携し、継続的な相談支援体制の構築を図ります。	こども家庭サポートセンター 学校教育課 福祉課

(5) 家族支援の充実【新規】

■ 現状と課題

実態調査では、保護者にとって必要な支援として「親の心理的サポートなど相談機能の充実」が32.7%と比較的高い割合を占めており、子ども本人への療育支援に加え、保護者に対する支援の重要性がうかがえます。特に、子育てに伴う不安や孤立感への対応、継続的に相談できる体制の整備が求められています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングにおいても、保護者への個別面談や園・学校との情報共有などに取り組んでいる事業所がある一方で、保護者のメンタルヘルスへの配慮や、障害のある子どもの兄弟姉妹（きょうだい児）が抱える孤立感や心理的負担への支援は十分とはいえないとの指摘がありました。

また、保護者が子どもの「できないこと」や課題行動に意識を向けざるを得ない状況は、心理的負担の増大につながる可能性があります。そのため、子どもの特性を踏まえ「できること」に着目した支援の視点や、適切な関わり方を学ぶ機会の充実が課題となっています。

さらに、日常的な養育負担の軽減を図る観点から、保護者が安心して休息を確保できるレスパイト支援の充実も求められています。

■ 取組

障害児の保護者や家族への支援を充実させ、家族全体を支える体制を整備します。

番号	施策名	内容	担当課
IV-(5)-1	保護者・家族への支援の充実	メンタルヘルスケアやペアレント・トレーニング、ピアサポートなど、保護者・家族への支援の充実を図ります。	こども家庭サポートセンター 福祉課
IV-(5)-2	レスパイト支援の充実	障害のある人を介護・養育する家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、レスパイト支援の充実を推進します。短期入所や日中一時支援等の既存サービスの活用促進とともに、利用しやすい提供体制の確保に努めます。 また、家族が安心して一時的な休息や社会参加の機会を確保できるよう、関係機関との連携を強化し、必要な情報の提供や相談支援の充実を図ります。	福祉課
IV-(5)-3	ライフステージ移行期における相談支援の強化	ライフステージの節目における不安や課題に対応するため関係機関と連携し、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。	福祉課

(6) 社会教育・生涯学習の推進

■ 現状と課題

障害者が生涯にわたって学び続け、社会参加を促進するためには、社会教育・生涯学習の機会を充実させることが重要です。

実態調査では、障害のある人の文化・スポーツ活動を活発にするため必要なこととして、「障害のある人が参加しやすい体制づくり」が26.8%で最も高くなっています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、障害者が文化芸術、スポーツ、社会活動などに参加するためには移動の支援や同行援護が不可欠であるとの意見がありました。また、障害の有無にかかわらず参加しやすいイベント情報の発信（配慮内容や騒音などの情報提供）、参加費の軽減や送迎支援が求められています。

市が主催する事業において手話通訳者等を配置することや、図書館において点字図書・大活字本等の整備を充実させることなど、障害者の学習活動を支援する取組を継続していく必要があります。

■ 取組

障害者の生涯学習の機会を充実させ、社会参加を促進します。

番号	施策名	内容	担当課
IV-(6)-1	学習活動の支援	障害者の学習活動を支援するため、多様な学習機会の提供に努めます。また、文化芸術、スポーツ活動への参加を促進します。	社会教育課
IV-(6)-2	市主催事業でのコミュニケーション支援	市が主催する事業において、手話通訳者や要約筆記者の配置を促進し、障害者の参加を支援します。	福祉課
IV-(6)-3	点字図書・大活字本等の整備充実	図書館において、点字図書、大活字本、音声図書等の整備を充実させ、障害者の読書環境の向上を図ります。	社会教育課

V 雇用・就労

(1) 就労支援体制の強化

■ 現状と課題

実態調査では、一般就労していない人のうち 34.4%が「仕事をしたい」と回答しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では 48.6%と約半数に上ります。就労していない理由としては、「障害や病気が重いから」(37.2%)、「働くための知識や能力に自信がないから」(18.8%)、「職場の障害理解に不安があるから」(16.5%) が挙げられ、本人の不安と企業の受入体制の両面に課題があります。

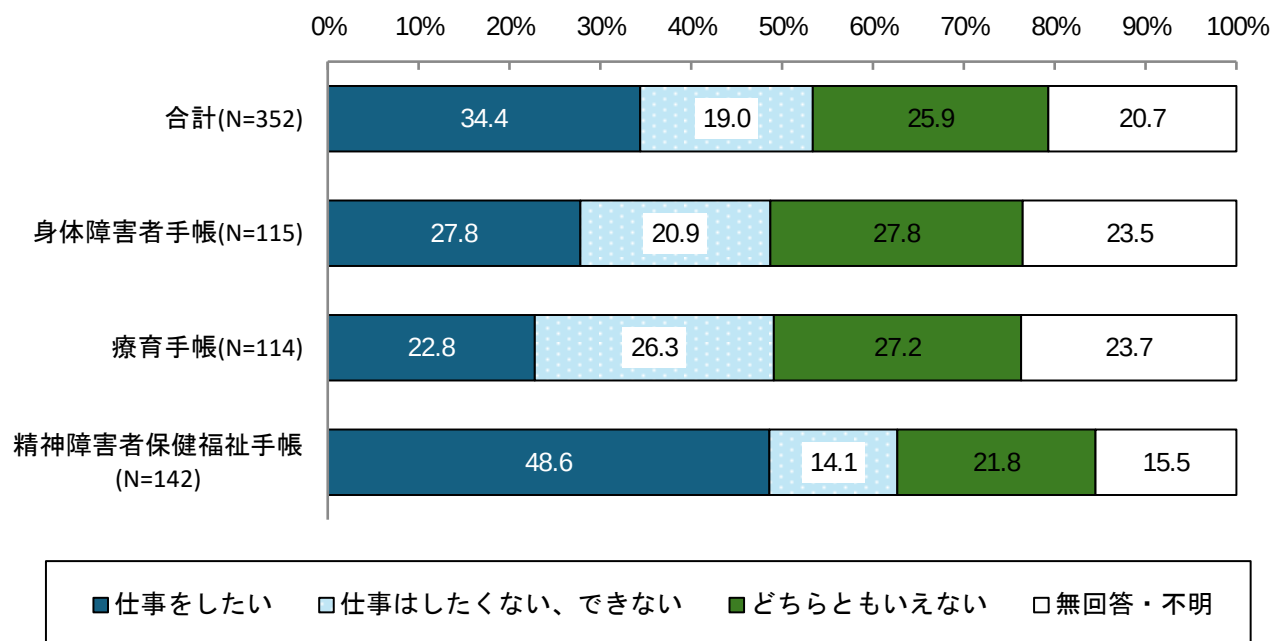
また、障害者が働く場合に必要な配慮として、「職場内で障害に対する理解があること」(47.2%)、「障害に合わせた働き方ができること」(44.1%)、「障害のある人が働くことができる職場が増えること」(38.5%) が示されており、企業側の受け入れ環境整備が求められています。

施策評価では、「働きやすいまち」との肯定的評価は 11.0%にとどまり、「就労を支援する体制が整っている」との肯定的評価も 13.5%であり、否定的評価が 34%前後と高く、第 3 期計画の進捗評価でも「V 雇用・就労」は 7 つの柱の中で最も低い結果でした。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、就労支援体制の職員不足や就労先とのマッチングの難しさ、企業の障害者雇用への理解不足が指摘されています。

これらの課題を踏まえ、今後は、就労移行支援事業の充実、関係機関との連携強化、企業への障害理解促進、就労選択支援体制の強化などが必要です。

■ あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。



■ 取組

就労を希望する障害者が必要なスキルを身につけ、就労・定着できる支援体制を強化します。

番号	施策名	内容	担当課
V-(1)-1	就労移行支援事業の利用促進	一般就労をめざしながら、就労に必要なスキルを身につけることができる場としての就労移行支援事業の利用促進を図ります。また、就労移行支援事業所の拡充を支援します。	福祉課
V-(1)-2	就労選択支援の充実	就労を希望する障害者本人が、希望や適性に合った働き方や就労先を選択できるように支援する仕組みとしての就労選択支援の充実を図ります。	福祉課
V-(1)-3	各種制度の利用促進	ハローワーク等関係機関と連携し、職業訓練、ジョブコーチ、トライアル雇用、就労選択支援等の制度について周知し、利用促進を図ります。	福祉課
V-(1)-4	就労支援ネットワークの充実	ハローワーク、就業・生活支援センター、特別支援学校等によるネットワークの充実を図り、就労支援の質的向上と就労定着支援の強化を進めます。	福祉課

(2)一般就労の促進

■ 現状と課題

障害者の雇用環境の改善に向けた取組が進められていますが、依然として課題が残されています。

実態調査で働いている人の勤務形態をみると、「パート・アルバイトなどの非常勤職員」が41.1%で最も多く、次いで「正職員で勤務条件に違いはない」が35.3%、「正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある」は7.6%にとどまっています。障害種別では、療育手帳所持者の66.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者の73.3%がパート・アルバイト等の非常勤職員として勤務しており、安定した雇用形態での就労が課題となっています。

仕事上の困りごととしては、「仕事が体力的にきつい」が24.1%、「体調を崩した時に休みが取りにくい」が15.6%、「職場の人間関係がうまくいかない」が13.4%となっており、「特に困っていることはない」は44.2%でした。

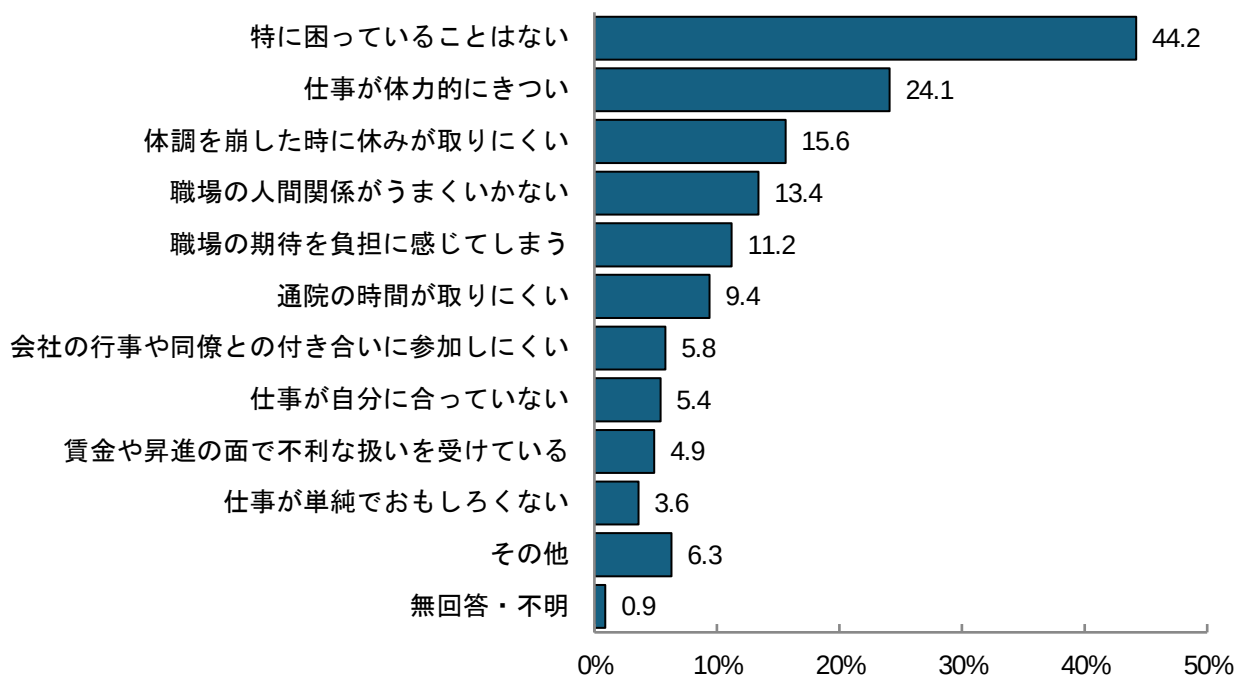
関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、就労定着支援を遂行できる職員の不足、就労先とのマッチングの難しさが指摘されています。また、受け入れる企業が少なく、障害者雇用への理解が不十分な事業所もあることから、企業のトップや人事担当者が障害者本人の特性を理解するための地道な研修が必要とされています。

施策の評価では、「働きやすいまちとなっている」との肯定的評価は11.0%にとどまり、否定的評価が34.3%と高くなっています。第3期計画の進捗評価でも「一般就労の促進」は1.67点と低い結果でした。

安定した一般就労の促進には、企業の障害者雇用への理解促進と、障害特性や体調に応じた柔軟な勤務形態の整備が必要です。

■ 現在の仕事上で不満や困っていることは何ですか。

N=224



■ 取組

障害者が安定して働き続けられるよう、企業理解の促進や支援体制の強化を進めます。

番号	施策名	内容	担当課
V-(2)-1	企業の障害者雇用に対する理解促進	企業に対する情報提供や相談支援を通じて、障害者雇用の促進と法定雇用率達成への理解・協力を求めます。	福祉課
V-(2)-2	柔軟な勤務形態の推進	ハローワーク等と協力し、短時間勤務、ワークシェアリング、在宅勤務、テレワークなど、障害特性や個々の状況に応じた柔軟な勤務形態の導入を周知します。	福祉課
V-(2)-3	市職員への障害者雇用の環境整備	障害者差別解消法の合理的配慮を考慮した採用試験の環境整備を行うとともに、採用後についても、相談体制の整備などのさらなる職場環境の整備に努めます。	市長公室

(3) 福祉的就労の充実

■ 現状と課題

一般就労が困難な障害者にとって、就労継続支援事業所などの福祉的就労は、働く場の確保と社会参加の重要な機会となっています。

実態調査では、一般就労していない人のうち 19.0%が「仕事はしたくない・できない」、25.9%が「どちらともいえない」と回答しており、就労意欲が低い人や、就労に自信が持てない人も一定数存在します。こうした方々にとって、福祉的就労は、一般就労への準備の場であるとともに、働く経験を通じた社会参加等の機会を提供する重要な選択肢となります。

施策の評価では、「福祉的就労（作業所・就労継続支援事業所など）が充実している」との肯定的評価は 16.7%にとどまり、否定的評価が 26.3%となっています。

障害者が働く場合に必要な配慮として、「給与や工賃が充実していること」が 32.2%、「仕事のやり方を丁寧に教えてもらえること」が 35.1%となっており、福祉的就労における工賃向上と支援体制の充実が求められています。

関係団体ヒアリングでは、B型事業所は一般就労への移行を国が推進している一方で、利用者にとっては安心・安全な居場所としての役割も重要であり、短期間での成果だけでは測れない課題があることが指摘されています。

福祉的就労の場の確保と工賃向上、個々の能力や障害特性に応じた多様な作業機会の提供、一般就労への移行支援と福祉的就労での安定した働く場の両立が必要です。

■ 取組

福祉的就労の場の充実を図り、障害者の社会参加を支援します。

番号	施策名	内容	担当課
V-(3)-1	就労継続支援事業・地域活動支援センターの充実	障害者の社会参加の場の充実を図るため、事業所と連携して、就労継続支援事業（A型・B型）や地域活動支援センター事業の周知や利用促進、事業の充実を進めていきます。	福祉課
V-(3)-2	授産製品の販売支援	福祉的就労の場で製造される製品の行政内の活用や販売拡大に向け、支援していきます。	福祉課

VI 保健・医療

(1) 保健事業の充実

■ 現状と課題

障害者が地域で安心して生活するためには、適切な保健サービスを受けられる体制の整備が重要です。

実態調査の施策の評価では、「障害者が必要な医療やリハビリテーションを受けやすい環境が整っている」との肯定的評価は17.7%にとどまり、否定的評価が23.8%となっています。また、「障害の早期発見・早期対応の体制が整備されている」も肯定的評価13.1%に対し否定的評価が27.1%と高く、保健・医療体制の充実が課題です。

また、介助者の健康状態をみると、19.0%が「どちらかという悪い」または「悪い」と回答しており、その理由として「持病がある」が56.0%、「体力的な疲れ、限界を感じている」が53.3%、「精神的な疲れ、限界を感じている」が46.0%となっています。障害者本人だけでなく、介助者の健康維持への配慮も必要です。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、医療的ケア児対応事業の需要と供給のバランスや、医療的ケアが必要な人の短期入所先不足が課題として指摘されています。

今後は、定期的な健康診査や保健指導の充実、精神保健に関する啓発・相談体制の強化、医療と福祉の連携強化が必要です。

■ 取組

障害者本人及び介助者の健康増進のため、保健事業の充実を図ります。

番号	施策名	内容	担当課
VI-(1)-1	保健事業の実施と充実	生活習慣病予防などの市民の健康増進のため、健康診査や健康教育・健康相談、各種がん検診などの保健事業を推進します。また、各種保健事業の実施にあたっては、障害特性に応じた配慮に努め、保健指導等の充実を図ります。	健康づくり課
VI-(1)-2	医療と福祉の連携強化	医療的ケアが必要な障害者への支援体制を強化するため、医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所などの関係機関の連携を促進します。また、受入体制の充実に向けた取組を推進します。	福祉課

(2) 医療サービスの充実

■ 現状と課題

障害者が地域で安心して生活するためには、必要な医療やリハビリテーションを身近な地域で適切かつ継続的に受けられる体制の整備が重要です。

実態調査では、「障害者が必要な医療やリハビリテーションを受けやすい環境が整っている」との肯定的評価は 17.7%にとどまり、否定的評価が 25.3%となっており、医療体制に対する評価は十分とはいえません。医療ケアの状況をみると、「服薬管理」が 20.5%、「透析」が 3.8%など、定期的な医療を必要とする方が一定数存在しており、継続的な医療サービスへのアクセス確保が課題となっています。

また、障害者が利用できる医療費助成制度として、自立支援医療制度や重度障害者医療費助成制度がありますが、制度の十分な周知と利用促進が求められています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、地域における医療・リハビリ体制の充実に向け、相談支援専門員やケアマネジャーを中心とした連携強化の必要性が指摘されています。また、医療機関での診断やフォローの流れについて、他機関との情報共有が十分でないことが課題として挙げられています。

医療費助成制度の周知・利用促進、専門医療機関との連携強化、医療と福祉の連携によるライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築が必要です。

■ 取組

障害者が地域で必要な医療サービスを受けられるよう支援します。

番号	施策名	内容	担当課
VI-(2)-1	自立支援医療、重度障害者医療制度の周知	市ホームページや広報紙等を活用して制度の周知を行うとともに、制度対象者には「福祉のしおり」を用いて丁寧に説明し、窓口へ案内することで申請漏れの防止に努めます。	市民課 福祉課
VI-(2)-2	保健・医療・福祉分野の連携体制の整備	医療サービスに関する相談に対し、保健・医療・福祉分野が連携して対応するとともに、必要に応じて関係機関による協議を実施し情報共有を図ります。また、医療と福祉が連携し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を進めます。	健康づくり課 福祉課

(3)精神保健福祉の推進

■ 現状と課題

精神障害者が地域で安心して生活できる環境の整備と、市民全体の心の健康づくりの推進が求められています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度の322人から令和6年度には488人へと増加しており、総人口に占める割合も1.00%に達しています。増加の最も大きな要因は18から64歳の層で、全体の約8割を占めています。

関係団体アンケート調査・ヒアリングでは、精神疾患のある利用希望者や若年層のひきこもりが増加しているとの指摘があります。「8050問題」に該当するケースでは、50代の子どもがうつ病等の精神疾患を抱える事例が見られます。また、精神科病院から地域生活へ移行する際の支援の困難さや、精神・発達障害者の就職後1年時点の職場定着率が50%を下回る傾向も課題となっています。

精神障害の特性として、自身の状況を表に出したくないこともあり、地域住民への理解が進みにくい現状があります。

精神保健に関する正しい理解の普及啓発、精神保健相談・訪問支援の充実、精神障害者の地域生活を支える支援体制の構築、医療機関との連携による地域移行の推進が必要です。

■ 取組

精神保健福祉の充実を図り、精神障害者の地域生活を支援します。

番号	施策名	内容	担当課
VI-(3)-1	精神障害などに関する啓発・広報の推進	パンフレット・広報紙や講話などにより、心の健康づくりや、精神障害などについての普及啓発に努めます。また、『自殺対策計画』に基づき、地域の特性に応じた自殺対策や啓発を行います。	健康づくり課
VI-(3)-2	精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の促進	精神保健相談や訪問支援を実施し、疾病や障害の早期発見・早期治療につなげます。医療機関と連携するとともに、支援につながりにくい方へのアウトリーチ型支援を推進します。	健康づくり課 福祉課
VI-(3)-3	地域生活への移行・定着支援	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの考え方のもと、地域生活への移行・定着に向けて関係機関と連携して支援します。	健康づくり課 福祉課

(4) 難病患者への支援【新規】

■ 現状と課題

障害者総合支援法においては、指定難病等の難病患者も対象とされ、一定の要件のもと障害福祉サービスの利用が可能となっています。一方で、難病は症状の変動性が大きいこと、外見からは障害の状況が把握されにくいこと、治療法が未確立で将来予測が困難であることなど、特有の課題を有しています。

経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされています。

難病患者が地域で安心して生活できるよう、医療費助成制度の周知や、相談支援体制の充実、医療機関との連携強化など、総合的な支援が必要です。また、難病に対する理解促進も重要です。

■ 取組

難病患者とその家族への支援の充実を図ります。

番号	施策名	内容	担当課
VI-(4)-1	難病患者への相談支援の充実	難病患者とその家族への相談支援体制を充実し、医療機関や関係機関との連携を図りながら、適切な支援を提供します。	福祉課

VII 情報・コミュニケーション

(1) 情報アクセシビリティの向上

■ 現状と課題

令和4年に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、障害者が円滑に情報を取得・利用できる環境整備が求められています。

実態調査では、情報を受け取る方法として「LINE等のSNS」が38.9%で最も多く、次いで「介助者を通じて」が27.0%、「相談支援事業所を通じて」が23.5%、「電子メール」が20.2%となっています。特に、直接受け取る手段としてSNSを利用する割合が高い一方で、広報紙やホームページだけでは情報を得にくい人が多いことが示されています。このことから、障害者が必要な情報を確実に受け取れるよう、SNSなどのプッシュ型情報発信の充実が求められます。

障害種別では、療育手帳所持者において「介助者を通じて」が42.6%、「相談支援事業所を通じて」が37.2%と高く、支援者を介した情報提供体制の充実が重要です。

施策の評価では、「情報を得やすい環境（情報バリアフリー）が整っている」との肯定的評価は10.9%にとどまり、否定的評価が31.7%と高くなっています。また、「市の施策や支援に関する情報がわかりやすく提供されている」も肯定的評価12.0%に対し否定的評価が34.5%となっており、第3期計画の進捗評価でも「情報バリアフリー化の推進」は1.75点と低い結果でした。

今後は、多様な障害特性に配慮した情報提供手段の拡充や、ICTを活用した情報アクセシビリティの向上が必要です。

■ 取組

障害者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、情報アクセシビリティを向上させます。

番号	施策名	内容	担当課
VII-(1)-1	多様な手段による情報提供の充実	「福祉のしおり」や「広報ちくご」、市ホームページ、LINE等のSNSなど多様な媒体を活用して、障害福祉サービスに関する情報提供を行います。また、情報提供の際は全ての方にわかりやすいものとなるよう努めます。	総務広報課 福祉課
VII-(1)-2	ICT等を活用した情報バリアフリー化の推進	インターネット、携帯電話などの情報機器の利活用を支援し、障害者の情報格差の解消及び情報アクセシビリティの向上に努めます。	福祉課

(2)コミュニケーション支援の充実

■ 現状と課題

障害者が円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援に関して充実を図る必要があります。

実態調査では、情報を受け取る方法として「手話通訳派遣、要約筆記者派遣などを利用」を希望する方は0.8%、「点字文書」は0.4%、「音声データ」は2.0%、「代読・代書サービス」は1.4%、「拡大文字」は3.9%となっています。また、「介助者を通じて」が27.0%、「相談支援事業所を通じて」が23.5%と高く、特に療育手帳所持者ではそれぞれ42.6%、37.2%となっており、支援者を介した情報伝達やコミュニケーション支援が必要です。

関係団体ヒアリングでは、災害時の情報伝達において絵カードや音声など多様な手段による情報提供の必要性が指摘されており、障害特性に配慮したコミュニケーション手段の工夫が必要です。

■ 取組

障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し、意思疎通支援を充実させます。

番号	施策名	内容	担当課
VII-(2)-1	コミュニケーション手段の充実	手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進し、障害者のコミュニケーションを支援します。また、ボランティア養成講座には各関係機関等に対し、参加要請に努めます。	福祉課
VII-(2)-2	意思疎通支援の推進	手話通訳者・要約筆記者の派遣や支援者の養成、また、障害特性に応じた多様な意思疎通支援に努めます。	福祉課
VII-(2)-3	コミュニケーションツールの普及	筆談ボードやコミュニケーションボード、ICTを活用した意思疎通支援アプリ等の導入・普及を促進します。	福祉課

(3) 情報提供・相談窓口の充実

■ 現状と課題

障害者が地域で安心して生活するためには、福祉制度や支援サービスに関する正確でわかりやすい情報が提供され、気軽に相談できる体制の整備が重要です。

実態調査では、市役所や相談支援事業所などの相談窓口について、「現在利用している」が28.4%、「今は利用していないが今後は利用したい」が39.3%となっており、約7割が相談窓口への利用意向を示しています。

障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先としては、「行政機関の広報誌やホームページ」が26.3%で最も多い一方、「行政機関の相談窓口」から情報を得ている方は3.9%、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」は7.6%と低く、相談窓口が情報提供の場として十分に機能していない状況です。

施策の評価では、「年金や手当制度などの生活安定施策について十分な情報提供がある」との肯定的評価は18.7%にとどまり、否定的評価が38.1%と高くなっています。また、「市の施策や支援に関する情報がわかりやすく提供されている」も肯定的評価12.0%に対し否定的評価が34.5%となっており、情報の内容や質の充実が課題です。

今後は、福祉制度・サービスに関するわかりやすい情報提供の充実、相談窓口の周知と利用促進、相談窓口における情報提供機能の強化が必要です。

■ 取組

障害者とその家族が必要な情報や支援につながるよう、相談窓口の周知や情報提供体制を充実させます。

番号	施策名	内容	担当課
VII-(3)-1	相談窓口の周知と利用促進	市役所や相談支援事業所などの相談窓口について、多様な媒体を活用して周知を行い、利用促進を図ります。	福祉課
VII-(3)-2	総合的な情報提供体制の整備	福祉制度や障害者サービス等について、関係課が連携し、総合的な情報提供体制を整備します。	福祉課

第5章 計画の推進体制

1 総合的な推進体制

障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、保健・医療・福祉・教育・雇用など、様々な分野が連携して支援を行う必要があります。

本計画の推進にあたっては、以下の体制により総合的な取組を進めます。

(1) 庁内における部局横断的な連携

庁内関係部局が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実現します。特に、移行期(就学前→就学、卒業後→就労・福祉サービス等)における情報共有と支援の引継ぎを円滑に行います。

(2) 地域の支援ネットワークの強化

ハローワーク、就業・生活支援センター、特別支援学校、医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等の関係機関との連携を強化し、地域における支援ネットワークの充実を図ります。

特に、医療的ケア児・者への支援や、発達障害児・者への支援など、専門的な対応が必要なケースについて、関係機関が連携して支援できる体制を整備します。

(3) 筑後市地域自立支援協議会との連携

地域自立支援協議会の各部会(相談部会等)との連携を強化し、現場の声を施策に反映させるとともに、困難ケースへの対応や支援の質の向上を図ります。

また、相談支援専門員の専門研修やケース検討の場の充実など、人材育成についても地域自立支援協議会と協力して取り組みます。

(4) 基幹相談支援センターの運営を通じた相談支援体制の強化

基幹相談支援センター(令和8年度設置)を相談支援体制の中核として運営し、困難ケース対応、相談支援専門員への助言・研修、多機関連携の調整を通じて、地域全体の相談支援機能の強化を図ります。

(5)市民全体での理解促進

障害及び障害者に対する地域社会の理解を促すため、広報紙、市ホームページ、LINE 等の SNS など多様な媒体を活用した啓発・広報活動を積極的に行います。

また、地域における交流の場づくりや、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の普及啓発を通じて、市民全体で障害者を支える共生社会の実現を目指します。

2 計画の進行管理体制

庁内の「筑後市障害者福祉推進委員会」において、年度ごと計画の進捗状況を点検評価しながら、施策の進行に努めるとともに、「筑後市障害者施策推進協議会」に計画の進捗状況を報告し、協議会からの意見を踏まえて、その後の施策を推進していきます。

また、各種サービスの見込量や目標値を掲げる障害福祉計画を策定し、計画の推進を図っていきます。